

平成 26 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

周 東怡

20 世紀初頭の中国における教育改革の展開 (1902-1916)

—— 近代学制の施行とその実態 ——

課程博士 第 1310 号 (平成 26 年 4 月 24 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎 (主査), 同教授 黒住 真,
同准教授 杉山清彦, 同准教授 吉澤誠一郎, 明治大学教授 高田幸男

本論文は、中国に近代教育が導入された 20 世紀初頭における学制 (学校制度) の変遷を、(1) これまで指摘されてきた「日本モデル」の再検討、(2) 教育現場における科举廃止の受けとめ方、(3) 辛亥革命をまたぐ教育改革の連続性、という三つの論点を軸に、その歴史的意義を総合的に考察しようとした論文である。

論文は、序章と終章を含め全 6 章からなる。論文本論は、A4 判 178 頁 (400 字詰め原稿用紙換算約 590 枚、注を除く) で、注は脚注として付されている。また、本文の後には、附録として清末教育カリキュラムなどを示す表 19 点 (全 21 頁) が置かれている。巻末には、参考文献目録 (全 12 頁) が付されている。

序章では本論文の目的、問題意識と課題が述べられる。筆者はまず、1902 年に公布された「欽定学堂章程」に始まる清末中国の全面的教育改革は、宣統年間 (1909-12) における改訂と細目の具体化を経て、辛亥革命以後、民国政府が公布する「壬子・癸丑学制」(1912-13) に発展していったとの見通しを述べ、論文の全体構想を呈示する。その上で、筆者は従来の諸研究を総括し、以下の三つの問題意識を表明する。第一は、清末教育改革における儒教の位置づけに関して、これを「読経講経」科目の設置や日本の教育勅語に相当する「教育宗旨」(1906) の内容に照らして具体的に検証することである。第二は、科举の廃止が中国社会にどのような衝撃や影響を与えたか、伝統士人の日記を用いてミクロな分析を加え、それによって科举廃止をはさむ時期の教育現場の実情を具体的に考察することである。第三に、政治体制の大きな変化にもかかわらず、清末の教育改革と民国初期の学制には強い連続性があったことを、小中学校の課程やカリキュラムの変化を通じて実証することである。

以下、そうした課題の第一に答えるのが第一章、第二に答えるのが第二・三章、第三に答えるのが第四・五章という構成で本論文は書かれている。

第一章「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目では、清末学制改革の初段階として、「欽定学堂章程」および「奏定学堂章程」が重視した「読経講経」科目の設置の意図や背景が分析される。この二つの章程では、四書五経など儒教の経典を教授する「読経講経」科目に、初等・中等教育のかかなりの授業時間が割り当てられていた。その背景には「奏定学堂章程」を作成した張之洞ら清朝高官の「中体西用」思想があり、急激な西洋化を抑制し、君主 (皇帝) への忠誠心を涵養するという面で、明治日本の「教育勅語」の先例が強く意識されていた。この時期

には、教育視察を目的に中国の官僚や士人が多数日本を訪問しており、中国教育改革に対する日本の官民の期待や提言を受けて、日本にならった学制改革が進められた。これまで中国的特色のある科目と考えられていた「読経講経」科目の設置においても、実は日本との人的往来や日本側の働きかけが深く作用していたのである。

第二章「科挙の改廃と伝統士人」は、1905年の科挙廃止に遭遇した地方士人の認識や思想、新式教育への態度などを、彼らの遺した日記を通じて、詳細に分析する。山西省太原の挙人劉大鵬、浙江省瑞安の塾師張綱、湖北省武昌師範学堂の学生朱峙三は、地域、年齢、思想、境遇、職業のちがいで、科挙の改革や廃止に対して異なる反応や評価を示した。だが、いずれも生計の必要に迫られて、科挙廃止後の新たな時代に適応しようとしたという点では共通性も多い、と筆者は指摘する。伝統士人といわれる集団は必ずしも一枚岩ではなく、科挙廃止に対する対応も、批判から歓迎までさまざまなバリエーションがあったが、時代の変化を正面から受けとめ、それぞれの環境の中で新時代に適応する努力を重ねていった教育現場の実情が本章では浮き彫りにされている。

第三章「新式学堂の説立と教育経費をめぐる争い」は、前章に続き、科挙廃止以後の新式教育普及に対する地方士人の対応を個別にあとづけ、彼らの心理的葛藤や適応努力の具体的過程を明らかにする。彼らは、科挙の廃止後ただちに新式教育の知識体系や価値規範を受け入れたわけではない。また、新式学堂の設立にあたっては、所用経費を地域の信仰の場である寺廟の資産から捻出しようとしたため、一部士人や民衆の反発を惹起するといった摩擦も見られた。しかし、地元の人士の後押しを受けて学堂の設立に協力した張綱や生計に迫られてやむなく新式教育に同調した朱峙三の事例が示すように、多くの伝統士人は新旧の価値の溝に苦しみながらも、新たな時代へ向かう姿勢を示した。

第四章「法令を通じた「奏定学堂章程」の修正と改訂」は、清朝最末期の宣統年間における学制改革を扱う。1909-10年に大幅に改訂された小学堂章程は、当時高まりを見せていた立憲運動と呼応して、国民教育の理念を打ち出すとともに、識字率向上のために簡易識字学塾の説立を地方に求めた。これには、1904年に公布された「奏定学堂章程」が実際の教育普及の中で、現実に合致せぬという問題点が多く浮上し、教育界の現場からより合理的な改訂を求められていたとの背景がある。とはいえ、この間清朝が「読経講経」科目を廃止することはなかった。伝統思想を再利用して新式教育の導入を図る意図が、政策執行の側には依然あったからだと筆者は指摘する。

第五章「民国初期の「壬子・癸丑学制」および教育宗旨——清末近代学制との連続性と変化において」では、小学堂の科目設置やカリキュラムを例に挙げて、辛亥革命により成立した中華民国教育部の政策が基本的に清末の学制、とくに1910年の改訂版を継承したもので、両者には政権の交替にもかかわらず、顕著な連続性が見られたと述べる。また、各時期の「教育宗旨」においても、1906年版と1912、1915年版には「尚実」から「実利主義」へ、「尚武」から「軍国民教育」へ、といった強い連続性が看取されると筆者は指摘する。さらに清末「教育宗旨」の中の「尊孔」「法孔孟」思想は、民国期に唱えられる「公民道德教育」の理念と、愛国心の涵養という点では共通する面もあった、と旧説を見直す視点を提起する。

終章では各章の内容を総括した上で、(1) 清末学制に盛り込まれた「読経講経」科目には、近代教育における儒教的価値の活用という意図があり、明治日本の経験が参照されていたこと、(2) 「読経講経」科目は、科挙の廃止にともなう教育制度の大きな転換の中で、旧学になじんだ士人の職業

上の受け皿となったこと、(3) 20 世紀初頭における中国の学制改革には、立案と実践の間に往復運動があり、政策が実施される過程で制度に絶えず改訂が施され、精緻なものになっていったこと、(4) 清末の近代学制と民国初期の学制には、教育理念や制度の面で多くの共通点があり、従来考えられていた以上に連続性が強かったこと、の四点を結論とし、今後の展望として、1924 年「壬戌学制」への変化の過程を検証する必要があることを述べる。

以上が本論文の概要である。審査委員会では本論文の成果として、次の諸点が挙げられた。

第一に、近代中国教育史研究において、清末時期の学制改革の実践を民国以降の国民教育と接続する視点を提示し、それを科目内容や教育理念の面で実証することに成功していることである。従来、専制王朝を打倒した辛亥革命の歴史的画期性を強調するため、清朝末期（とくに宣統年間）における教育改革には十分な関心が払われてこなかったが、本論文は「革命」をはさむ歴史的連続・非連続の諸相をバランスよく記述しており、既往の研究に対する見直しを呈示している。これは、清末立憲運動が民国成立以降の中国の近代化に果たした貢献を客観的に評価する近年の研究動向にも合致するものである。

第二に、中央政府による教育制度の策定と実践を論じるだけでなく、そうした改革に向き合った地方社会の教育現場の変化に着目し、保守・進歩、伝統・近代の二分法では十分に把握しがたい士人層の動向や反応を具体的に記述、分析したことである。近代中国の過渡期における国家・社会関係の考察は、社会の側の諸史料が不足していることから、実証的な分析には多くの困難がともなうが、筆者は近年公開された中下層士人の日記を活用することで、科挙廃止に対する受験者の困惑や不満、近代教育導入に必要な資源をめぐる地方社会の紛糾など、多面的な中国社会の姿を浮き彫りにし、中国にとって近代学堂の設置が意味したものを歴史的に考察する手がかりを提供している。

第三に、清朝末期・民国初期の学制改革を東アジアの文脈に広げ、日本との関係の中で考察していることである。これまでも、20 世紀初頭の中国における教育改革は「日本モデル」を参照したことがしばしば指摘されてきたが、筆者は「読経」や「尊孔」といった、非日本的要素も実は日本に深く影響された学制改革の理念・制度の一環であり、それは伝統志向というよりは、むしろ伝統を再解釈した近代的価値に染められていたことを論文の随所で指摘している。

ただし、以上のような長所をもつ本論文にも問題点が無いわけではない。審査委員会においては、次の諸点が指摘された。

第一に、筆者は「読経講経」科目の設置が日本に影響され、また「教育宗旨」が日本の教育勅語を強く意識していたことを強調するが、天皇制と結びついた教育勅語と立憲運動の中で進められた中国の学制改革の間には違いや乖離もあったのではないかと、そもそも教育勅語の内容を儒教的なものだと断定してよいのか、との疑問が出された。

第二に、本論文は 1916 年で記述を終えているが、歴史的連続性からいえば、1924 年に公布される「壬戌学制」との関係で民国初期の「壬子・癸丑学制」の意義が再定義されるべきである。本論文ではそれがなされていないため、筆者が指摘する「実利主義」や「軍国民教育」の歴史的位置づけが不十分になっているとの指摘があった。

第三に、清末の学制改革を担った官僚や士人の姿が明確でなく、たとえば張之洞の死去（1909 年）が宣統年間の教育にもたらした影響など、政治史の面から、権力者や改革の担い手が学制改革に果たした役割を明確にすべきである、との意見が出された。さらにこれと関連して、「下層士人」の定

義など、伝統中国社会の捉え方にも若干の問題があることが指摘された。

しかしながら、審査委員会は、これらの点は本論文の成果や長所を損なうものではなく、今後の残された課題と受けとめるべきであり、将来の補訂を経て本論文が刊行されれば、この分野での研究を大きく前進させるものであるとの認識で一致した。したがって、審査委員会は、本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

菊池(阿部) 百里子

ベトナム北部における貿易港の考古学的研究
—— ヴァンドンとフォーヒエンを中心に ——

課程博士(学術) 博総合第1316号(平成26年6月26日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫(主査)、同准教授 杉山清彦、
同教授 桜井英治、同准教授 島田竜登、北海道大学准教授 吉開将人

本論文は、11世紀から18世紀までベトナム北部を支配した大越国の交易について、その貿易港である雲屯とフォーヒエンに注目して考古学発掘調査を実施し、出土した陶磁器や銭貨についての考察を行うことで、海域アジアの交易ネットワークにおける大越国の位置づけを明らかにすることを目的としたものである。

第1章では、ベトナム陶磁器の生産地について検討し、李朝期には、王都ハノイ一帯でおもに宮殿で使用される磁器が生産されていたが、陳朝期になると、王族の支配地域において陶磁器生産が行われるようになり、さらに黎朝期には、ハイズオン一帯の生産活動が活発化し、輸出向けの製品を大量に生産するようになったことが指摘されている。

第2章では、雲屯港の歴史に関する考古学的調査をふまえた検討が行われており、考古学的調査では港の姿がみられるようになるのは13世紀後半以降であり、この陳朝期の雲屯港はコンタイ島にあり、第5地区一帯に元末から明初にかけて生産され、さかんに海外に輸出された中国製の貿易陶磁器が多数出土していることから、5地区一帯を外国貿易船の停泊地であるとし、また第3地区一帯では14-15世紀のベトナム陶磁器が多数出土していることから、国内で生産、集荷された陶磁器を貿易船に積み替えるための集積地であったのではないかという仮説が導かれている。さらにカイラン地点では、16世紀後半から17世紀の中国やベトナムの貿易陶磁器である青花類が多数確認できることから、黎朝期の港として機能していたことが立証され、16世紀の莫朝の成立で雲屯が衰えたという通説は誤りで、同港が17世紀においても貿易港として機能していたことが示されたとしている。

第3章では、フォーヒエンでの考古学的調査結果が検討されており、同地で出土した遺物は、ほとんどが17世紀後半から18世紀代を代表する貿易陶磁であることから、フォーヒエンでは17世紀前半にさかんな対外商業活動があったとは考えにくく、1637年にオランダ東インド会社が同地に商館をおいたとする説に疑問を提示し、フォーヒエンは1680年代以降華人の移住によって繁栄したと考えるべきであろうと主張されている。

第 4 章では、李朝と陳朝の陶磁器が出土するベトナム国内外の遺跡と、雲屯からの出土品の比較を通じて、雲屯港の歴史が検討されている。まず李朝期には、陸や海を通した対外交易活動が行われていたことは確かであるが、雲屯からはこの時期の陶磁器が出ていないことから、同地を經由しない交易の可能性が指摘され、また東南アジアで発見されている李朝陶磁器は、一定規模で輸出されたのではなく、偶発的に運ばれたものであろうとの仮説が提示されている。次の陳朝期には陶磁器の大量生産もはじまり、国内の需要に応える必要性のほか、琉球や東南アジア地域へも運ばれるようになったとし、この時期の陶磁器の主要生産地が南冊勢力圏内に位置し、陳の王族の田庄がおかれていたこと、雲屯は南冊勢力圏に位置していたことから、陳朝の王族の経済活動の中で貿易港としての姿をあらわしたと主張している。また、インドネシアや沖縄でも陳朝期の陶磁器が出土していることから、マジャパイトや琉球、大越を含む海域アジアの間を動く海商による、雲屯を出会いの場とした中国陶磁器の交易があり、その中でベトナム陶磁器も運ばれたのではないかとされている。

第 5 章では、大越国の陶磁器輸出が最盛期をむかえる黎朝初期の考察が行われ、マジャパイト王国からの注文生産品とされるベトナム青花のタイルが雲屯で発見されているため、この朝廷によって管理された貿易が雲屯で行われており、同港はベトナム陶磁器の輸出港になったと考察されている。

第 6 章では、黎朝後期 1680 年代初頭まで盛んだったベトナムの陶磁器輸出が、中国陶磁器の輸出再開で急速に衰えていくこと、およびベトナム北部の一括出土銭に関する考察が行われ、17 世紀末にオランダ東インド会社などがベトナム北部の拠点撤退する理由として、中国商品輸出の回復によるトンキン貿易の不調に加えて、鄭氏政権の消極的な対外交易政策があり、その背景には、17 世紀半ばの日本からの大量の銅銭の輸入などで銅銭が充足したこと、内戦の沈静化で武器需要が減少し、銅銭と武器という海域アジアからの輸入品の魅力が失われたことが影響しているとする。

終章では、以上の議論が総括されている。

本論文の学術的意義は、次のようにまとめられる。まず第一に、本論文は、論文提出者が長年にわたり継続的に取り組んだ雲屯とフォーヒエンという大越国の貿易港に関する考古学的発掘調査をふまえたもので、13 世紀から 17 世紀にかけてのものと思われる発掘データを体系的に整理して提示した、国際的にも先駆的な歴史考古学の研究である。第二に、本論文は、ベトナムの陶磁器の生産の歴史と、海域アジアの交易の歴史を、貿易港の考古学的調査で結び付ける試みであり、生産・流通・消費を、港を媒介として相互に関連づけるという手法で、13 世紀から 17 世紀末までの海域アジアの交易ネットワークの中での大越国の役割について、考古学的資料に裏付けられた議論を提示している。その中で、雲屯の港としての存在が考古学的に実証されるのは 13 世紀後半以降であること、その活動は従来言われていたように 16 世紀莫朝の登場で終焉したわけではなく、17 世紀も継続していたこと、フォーヒエンが 16 世紀後半以降雲屯にとってかわる地位を獲得し、17 世紀半ばには日本との朱印船貿易やオランダ東インド会社の商館所在地として栄えたということは、考古学的調査からは疑問であることなど、文献史学で従来有力とされてきた説を批判する論点が提示されていることは、本論文のベトナム史研究、海域アジア交易史研究への貢献と言える。

ただし、審査の中では、いくつかの問題点も指摘された。第一に、本論文では、考古学的な議論と歴史学的な議論が、あいまいな形で併存しており、筆者の考古学的発見を提示した第 2 章、3 章

をうけて、その意義を文献史学の成果もふまえて歴史的に叙述した第4章、5章、6章は、歴史学の議論としては先行研究の整理、史料的根拠の掘り下げなどが不十分で、構成がすっきりしていない散漫な記述になっている。第二に、考古学の論文としてみた場合には、出土資料の形式分類と編年がまとまって提示されていないなど、不十分な面がある。第三に、本論文では、陶磁器だけでなく銭貨も取り上げており、その日本貨幣史との対照など、興味深い分析もなされているが、この銭貨の議論と、陶磁器と貿易港をめぐる議論との統合が不十分である。

審査委員会は、こうした問題点を、論文提出者が今後の研究で克服していくことを期待しつつ、それが本論文の積極的意義を否定するものではないことを確認した。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

小池 求

1900年代の中独関係

—— 多元的国际環境下の双方向性 ——

課程博士（学術）博総合第1317号（平成26年6月26日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 川島 真（主査）、同教授 村田雄二郎、
同教授 後藤春美、成城大学教授 田嶋信雄、上智大学准教授 サーラ、スヴェン

本論文「1900年代の中独関係——多元的国际環境下の双方向性」は、これまで研究史的な空白であった20世紀初頭の中独関係を、中国（清）、ドイツ双方の未公刊外交文書をはじめとする豊富な史料に基づき、これまでの研究の問題を克服したより総合的な視角から解明したものである。

まず、著者は清とドイツの関係に着目する意義を次のように説明する。第一に、欧州の大国であったドイツが東アジアの国際政治では大国ではなかったため、能動的な外交をしようとしていた清にとっては与しやすく、ドイツを通じて列強間の国際政治に関与することが期待でき、またドイツは清と独自の関係を築くメリットがあったこと。第二に、擡頭する日本とイギリスが同盟関係にある中で、日本に対抗するアメリカと、ドイツ、清が結びつくことによって、東アジアの国際政治にひとつの軸を与えたと考えられること。これらの二点は、従来の清一英、清一日関係史を中心に展開されてきた、中国をめぐる国際関係史などでは看過されてきた点である。

次に、著者は新たな総合的な視角を以て分析をおこなうために、先行研究の次のような問題点とその克服の手法を提示した。第一に、ドイツ外交史の分野ではあくまでもドイツが主体、中国が客体であり、また時期的には義和団戦争以前と、1921年以後に研究が集中していたが、本稿では1900年代の中独関係を、双方を主体として描く。第二に、ドイツの中国研究の分野では、中国在住のドイツ人などのアクターを視野に入れ、中国における中独関係を描いているものの、研究が文化社会に集中し、さらに欧州での国際関係が視野に入らないという問題点を抱えていたが、本稿では通商交渉をとりあげて中国のドイツ人の動向と、ドイツ本国での政策決定などを絡めて論じる。第三に、中国外交史の分野では、中国自身の自画像や政策を解明するものの、それが交渉の場でどのように展開したかについては研究が乏しかったので、本稿では中国側の意向もふまえつつそれが交渉でい

かに展開したかを解明する。

このように本稿はこれまで各分野でおこなわれてきた方法論的な課題を克服し、またこれまで取り上げられてこなかった空白の時期に新たな意義を見だし解明しようとする意欲作である。

論文は、序章、本論 5 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 243 頁（目次を除く）あり、字数は約 30 万字（原稿用紙 400 字詰に換算して 969 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

第 1 章「清独関係概観」では、19 世紀後半にドイツが国家として東アジアの国際政治に登場し、租借地を得るなど積極的が外交を展開するが依然「大国」とは言いがたい地位にあったことが説明される。

第 2 章「謝罪使をめぐる清独関係」では、義和団戦争の戦後処理として清からドイツに派遣された謝罪使（醇親王）をめぐる両国関係を検討する。両者は、使節の叩頭など儀礼問題で衝突するが最終的には双方が譲歩して謁見が実現する。謝罪使としての性格は謁見に限定され、謁見後、ドイツ側は使節を優遇した。これはドイツ世論の批判を受けたが、それでもこれが義和団戦争後の清とドイツの外交関係を再定位する起点となり、使節外交やドイツを近代国家の範とする関係を形成する機会となった。

第 3 章「清独関係からみる考察政治大臣の派遣——ドイツ視察とドイツの対清政策」は、ドイツが清の「近代国家建設」のひとつのモデルとなったことにより生じた関係を示す。清は改革への意思を内外に示そうとし、視察計画はドイツ側により作成された。これを機会に、清ではドイツを軍国主義・富国強兵のモデルとする風潮が生じ、ドイツ側も対清文化政策に着手し、産業界も清の軍需産業などに関与する可能性を模索するようになった。

第 4 章「独米清連携構想から見る清独両国（1906～1909）」、第 5 章「醇親王の使節外交の展開と独米接近（1909～1911）」は、日露戦争後の中国権益をめぐる列強間の協商体制が形成され、とりわけ日本の擡頭が顕著であったが、その日本と満洲問題、移民問題で対立するアメリカと清独は連携をはかった過程を分析する。第 4 章では、独米に三国連携を模索する向きがあったものの、清はこの連携によって独米を満洲問題にコミットさせる意図があったこと、そのためこれが日米対立を激化させ戦争に至る可能性があったため、アメリカが撤退することになったこと、などが解明された。第 5 章では、アメリカのタフト新政権が満洲鉄道中立化計画を発表しドイツに支持を求めたが、欧州の国際政治が制約要因となってドイツは消極的にしか関与できなかったこと、アメリカの政策に応じて第二次日露協商が結ばれると、分割の危機を感じた清が独米に接近し、ドイツはそれに応じたものの、アメリカは仲裁裁判条約の締結を求め、次第に消極的になったため、三国の連携は破綻したこと、などを解明した。

第 6 章「通商条約改正交渉をめぐる清独関係（1903～1911）」では、北京議定書に盛り込まれた通商条約改定に臨む清と、他の列強との関係を意識するドイツがいかなる交渉をおこなったかというのを、中国のドイツ商人の動向にも配慮しながら詳細に解明している。清は、不平等条約改正を目指し、ドイツとの交渉結果を他の列強との関係に影響させようとして企図し、それに対して多少の乱れはあっても基本的に清に同調するドイツは清の意向を受け入れていくのだが、それに際してはアメリカの協力が必要であったし、清が欧州情勢と東アジア情勢を連動させようとしたのに対して、ドイツは切り離そうとするなど、両者の間には歩調の一致しない面もあった。

終章では、交流、政治、通商の三側面から検討を加えた本稿のエピローグとして、この三者が交わる可能性があったドイツ皇太子の訪中とその中止について紹介され、また本稿全体のまとめとして清独関係の双方向性、相互作用が指摘されている。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中独関係史研究、中国外交史研究、ドイツの対中外交史研究に新たな局面を切り開く、水準の高い画期的な著作としての意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは以下の数点である。

第一に、20世紀前半の中独関係史は第一次大戦以降に集中する中、豊富な史料、総合的な視角に基づいて、20世紀初頭を扱う本稿の出現は画期的で、前人未踏の労作だと言える。

第二に、交流・政治・通商という争点領域（イシュー・エリア）を設定しつつ、それを総体として考察を加えた点に高い評価を与えたい。特に、昨今の研究動向ではイシューがアクターを決定するという議論が多く、それにも符合する。

第三に、中国を客体としがちでドイツ外交史研究、中国側の意識や自己認識に偏りがちな中国外交史研究の問題を克服し、それぞれの国内状況もふまえた「関係史」としての醍醐味を示すことができた。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば東アジア国際政治と欧州国際政治の連動についてであるとか、政治と通商の一体化とかといった部分の考察段階で、より慎重な判断が求められる部分があったのではないかとといった指摘や、中国側の国内状況について、より考察を深められる可能性があったのではないかと、との指摘がなされた。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中独関係史研究、中国外交史研究、ドイツの対中政策史研究などの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

李 セボン

中村敬宇の思想

—— 幕末・明治初期における儒学的「道」の展開 ——

課程博士（学術）博総合第1323号（平成26年7月24日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 三谷 博（主査）、同教授 黒住 真、
同准教授 石井 剛、同教授 荻部 直、法政大学教授 渡辺 浩

本論文「中村敬宇の思想——幕末・明治初期における儒学的「道」の展開」は、明治初期の知識人として名高い敬宇中村正直について、その儒者としての一貫した歩みに初めて内面的かつ系統的な理解を試みた研究である。

従来、中村正直は、漢学者でありながら明治初期に「明六社」に加入し、活発に活動した啓蒙知識人、福澤諭吉の慶應義塾と並び多くの学生を集めた学塾「同人社」を経営した洋学教育者、明治初期のベストセラー、サミュエル・スマイルズ原著の『西国立志編』やジョン・ステュアート・ミ

ル原著の『自由之理』を刊行・紹介した翻訳者、そして初期のキリスト教入信者の一人と見なされてきた。生前は福澤と並ぶ名声を誇り、現在もその名は高校の歴史教科書に載るほどであるが、その人物像はこれまで曖昧で、明確なイメージを結んでいない。

本論文はこのような研究状況に対し、従来は等閑に附されてきた幕末から明治にかけての漢文著作を丹念に読みほどこき、その結果、彼が一貫して儒学を奉じていたこと、かつそれを新時代にふさわしい「敬天愛人」の教説に発展させて教育・著作に携わっていたことを明らかにした。全体は、序章と終章のほか、6章からなっている。以下、章ごとにその内容を紹介する。

序章では、先行研究の問題点を指摘し、研究の基軸を定める。従来の研究では第一に、敬宇は「啓蒙」知識人の一人と見なされ、そのために終生朱子学を奉じていた彼は、あるべき西洋的「近代」という視点から見て「不完全」な思想家だと解された。また、キリスト教史の視点からの研究は、キリスト教への接近と離反という物語に格納するのが主流で、彼の思想の内在的理解は閉ざされてきた。さらに、その翻訳については、後世の西洋思想史理解に基づいて彼の誤訳や偏りを指摘することがしばしばで、やはり敬宇が翻訳に籠めた意図は顧みられることがなかったという。

第1章は幕末を扱う。敬宇は幕府同心の家生まれ、昌平黌に学んで、幕末の政治的動乱が始まった後、31歳の若さでその儒者に取り立てられた。この時代の彼については、従来、漢学者でありながら蘭学も学び、かつ様々な時務策を献じたという「折衷」性が強調されてきた。しかし、著者は、彼の時務策が、昌平黌を中国の「科挙」のごとき徳川公儀への「人才」供給源とすることを主眼とし、洋学や「武事」の学習も「格物致知」の一つと位置づけていたこと、つまり朱子学の核心思想に立脚していたことを指摘する。敬宇はさらに「五倫」を人類普遍の道徳と考え、これを特殊化する水戸学の「国体」論を批判した。敬宇の同時代人と比べての特徴は朱子学の普遍性への確信にあったという。

第2章は、幕府再末期に行われたイギリスへの留学とその成果について述べる。敬宇は自ら志願して学生の監督として留学団に加わった。自らも英語の学習に精魂を傾けて、帰途にはスマイルズの *Self Help* のかなりを暗唱するに至った。その成果は、帰国直後に徳川家の移転した静岡で著された「敬天愛人説」に示されている。彼はその前編で、「敬天」「愛人」それぞれの典拠を儒教經典の中から取り出し、後編で自説を展開した。その要点は、「天」は「父」のごとく吾を生んだものであるから、これを敬すべく、「人」は吾と同じく「天」の生んだ兄弟だから、これを愛すべし、そうすれば人々は「徳行」に励み、国は盛んとなるだろうというものである。従来、これはキリスト教の「父なる神」を意識し、原始儒教の「天」観念を援用したという解釈がなされてきたが、著者はむしろ、朱子学の三綱・八条目の枠組みを基礎とし、そこから統治者・被治者の区別を取り除いて、女性を含む「人」一般の道徳を導き出した点が重要と説いている。

第3章は、「敬天愛人」を提唱した理由を翌年の「請質所聞」を分析して探る。ここで敬宇は、敢えて、朱子学が批判する「罪福の説」、すなわち「天」あるいは「上帝」による「人」の賞罰を教説の核に据えることに踏み込んだ。敬宇によれば、「上帝」すなわち「天」は「造化の主宰」であって、無形・無限かつ全知・全能の存在である。他方、「人」は「天」の一部を分有するゆえに「善」への端を持つ。「上帝」は人の善行を観察し、必ずそれに「福」を以て報いる。現世では、司馬遷の記した「天道、是か非か」という嘆声のように、善人が悲惨な境涯に陥り、悪人が栄えるといったことも生ずるが、靈魂は不滅であるから、長い時間の中では、「上帝」は善人に永世にわたる名声と

いう「真福」を与える。それゆえに、「上帝有るを知る」ならば、「人」はどんな艱難にも、死の恐怖にすら打ち勝つことができる。このような教説を立てた敬宇は、様々な「教法」にも寛容であった。仏教、「野蛮の民」の偶像崇拜、日本の神道、それぞれに「上帝有るを知る」端緒を持つとして評価したのである。

さて、「請質所聞」を記した翌々1871年、敬宇はサミュエル・スマイルズ原著『西国立志編』とジョン・ステュアート・ミル原著『自由之理』を立て続けに刊行した。著者によると、これらは単なる翻訳書ではなかった。第4章では、『西国立志編』を取り上げ、各巻の冒頭や巻末に敬宇が記した序や論を分析する。そこで浮かび上がる敬宇の意図は、英国の人物伝の紹介を通じて、「開化文明」の実現に個々人の「品行」を高めようとする努力の集積が不可欠だと訴えることにあった。敬宇はスマイルズがキリスト教を基礎に描き出した「自主」の人格を、朱子学の「修養」に励む人間像に読み替え、それを自らの「敬天」の思想で裏付けた。他方、この書で敬宇は、朱子学の枠組みを改めて、君主の役割を限定的に捉えている。開化の主人公は「自主」の精神に富んだ「民人」であり、したがって「君主」は人民という乗り手の意向に従う「御者」に過ぎないと述べたのである。

第5章では、続いて公開された『自由之理』を論ずる。前作で強調した「自主」の人々が築くべき相互関係が主題であった。従来、この翻訳書については、誤訳や改変などがしばしば指摘されてきた。著者はしかし、原文と訳文の差異に敬宇の思想を読み取る。その典型はミルの society を「仲間連中即チ政府」と訳した点である。ミルは、政治的自由の達成後の時代に社会的自由、多数による少数への干渉の抑制を説いたのであるが、敬宇は多数対個人の対立を政府対人民の関係に置き換えた。著者はその理由を、本来互いに愛し合うはずの人が他人の「自由」を抑圧する可能性を想定できず、したがって、自由を阻害するものとしては、共同体の上に立ってこれを運営する「政府」ないし「仲間連中」しか考えられなかったからだと解している。他方、敬宇はミルと同様、良き社会を築くには individuality「独自一己」の尊重が必要であり、したがって「各個殊異」を重んずべしと説いたという。著者はさらに本書末尾で敬宇の漢文自序が原著にない「愛」という主題を掲げていることに注目し、そこに敬宇の「開化」論の核心を見出す。開化の世は、ミルの説く抑制的な「自由」の原理だけでなく、高い道徳性と人々の協力を導くべき積極的な「愛」の原理が必須だったというのである。

さて、第6章は、中村敬宇における「教法」および「漢学」の意味を考察し、それによって本論文を結ぶ。明治7年にキリスト教の洗礼を受けた一方、敬宇は終生、三位一体やイエスの復活について語らなかつた。著者は、この一見不可解な態度を、その「敬天愛人」という基本思想によって解釈する。敬宇はキリスト教を信仰対象としてはいなかったが、「上帝」の存在に対する「信」という点で共感し、人を善行に導く効用という点で高く評価し、そのために外国人を装って天皇に受洗を勧めたり、君父の権威を傷つけるものでないと擁護したり、「婦人」に「安楽」を与えるものとして推奨したりしたのである。他方、儒学に関しては、敬宇は終生、「古今東西」を通ずる普遍の真理と信じ、これを説いてやまなかつた。漢学の実用学化を批判して「經典」教育の復活を主張したり、ユニテリアンに共感してエマソンの翻訳書を刊行したり、起草を依頼された教育勅語の草案で天皇の箴言を「天」によって基礎付け、道徳の根源に「畏天敬神ノ心」を置いたりしたのである。

以上が、本学位請求論文の要旨である。

本論文は、明治初期の著名人でありながら、従来の研究では曖昧かつ中途半端なイメージで捉え

られてきた中村敬宇について、その漢文著作に本格的に取り組み、その結果、彼が儒学者として一貫した、かつ時勢に即した知的営みをしてきたことを、初めて内在的かつ体系的に明らかにした。西洋的「近代」の枠組みからは奇異に見えるその主張や行動は、東アジアの儒教的伝統を背景において読み直すと、「開化」のために朱子学を発展させる営みとして整合的に理解することができる。その視点に立つとキリスト教との関係や「誤訳」など、歪みと見えたことも筋が通ったものとして見えてくる。これは今日までの思想史研究を一新する独創的な貢献と言って良い。他方、こうした発見は、静嘉堂文庫などに架蔵された手稿本を丹念に読み解くことから達成された。韓国のハンゲル世代の留学生が漢文著作に取り組み、正確な日本語訓読文を作りながら、妥当な解釈を施してゆく努力は並大抵ではなかったはずである。また、独創的な解釈を提出する一方では、先行研究にも広く眼を通し、的確な論評を加えている。これも研究文献としての質を高めるものと言って良い。

とはいえ、本論文にも瑕疵なしとしない。テキストの内在的解釈としては優れているものの、それが生み出された時代背景、とくに明治維新という政治的激変との関連があまり明確に見えてこない。また、同時代を生きた他の知識人との比較も少なく、望蜀の感がなくもない。

しかしながら、本論文の明治日本研究、さらに東アジア研究への貢献は、疑いもなくその弱点を大幅に上回っている。したがって、本審査委員会は、本学位請求論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと判定する。

吉見 崇

中華民国国民政府の憲政移行と司法

課程博士（学術）博総合第 1331 号（平成 26 年 9 月 25 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎（主査）、同教授 代田智明、
同准教授 川島 真、信州大学教授 久保 亨、山梨大学准教授 石塚 迅

本論文は、中華民国国民政府による訓政開始（1928 年 10 月）から憲政実施（1948 年 5 月）に至る時期を「憲政移行期」と捉え、中国近現代史における立憲主義の歴史的意味を、司法権の独立および検察制度の改革という視点から考察したものである。中国近現代史研究の領域では近年来、1989 年 6 月の天安門事件や 1980 年以降の台湾民主化の経験をふまえて、近現代中国における立憲主義や政治的リベラリズムに対する歴史的関心が高まりつつあるが、本論文は国家の権力装置である司法・検察の制度変革や改革構想を通じて、近代中国における立憲主義の可能性を問うという、新たな課題を設定している。

論文は、序章と終章を含め全 6 章からなる。本文および註は A4 判 128 頁（400 字詰め原稿用紙換算約 260 枚）で、註は各章末に置かれている。本文の前には「司法行政部の帰属問題に関する組織図」が 2 枚（2 頁）、また、本文の後には史料・文献一覧（全 18 頁）が付されている。

序章では本論文の問題意識と研究の視角・課題が提示される。筆者はまず、中国国民党の創始者であり、中華民国の「国父」となった孫文の軍政→訓政→憲政の革命三段階論、および行政・立法・司法・監察・考試の五院からなる政府組織論には、制度論として曖昧な点が多く、その後の政

権運営において大きな解釈の余地を残したことを指摘する。しかも、訓政期には中国国民党が政府を一元的に指導するという党政関係の影響もあって、憲政のあり方について、政治家や官僚、学者の間ではさまざまな見解や構想が表明された。その中でも、とくに盛んに議論されたのが「司法権の独立」をめぐる問題であり、また司法改革と関わる検察制度のあり方であった。

「司法権の独立」問題は、主に組織論として、司法行政が司法院に帰属するのか、それとも行政院に帰属するのかという、対立する議論を基軸に展開した。これを論じるのが、第1章「国民政府の五院制と司法行政部の帰属問題——訓政期における司法権の独立をめぐる」であり、筆者はここで司法行政部を行政院に設置することを主張する立場と、司法行政部を司法院内に置くことを主張する立場が各時期に錯綜する状況を描き出す。制度設計をめぐり、党・政府内部ではさまざまな議論が繰り返された結果、司法行政部の帰属先は、行政院と司法院の間で二度にわたり変更されることになった。

続く第2章「中華民国憲法制定と司法権の独立」では、1937年の抗日戦争勃発を背景に、蒋介石が司法行政部の帰属を司法院から行政院に変更することを提案し、それが孫科らの支持を得て実施に移される経緯を整理する。そこには「司法権の独立」を「裁判権の独立」と同一視するか否かという、憲政構想の根本に関わる原理的問題が存在していた。だが、同時にそれは司法・検察改革をめぐる一つの政治外交問題でもあった。すなわち、蒋介石は抗日戦争に勝利するため、アメリカ、イギリスなど連合国からの援助をとくに重視しており、アメリカからのたび重なる民主化要求に応える意味でも、アメリカ司法省の存在を意識しつつ、司法行政部を行政院に帰属させることを主張したのだ、と筆者は言う。こうした経緯をふまえて、第二次大戦後に開催された政治協商会議では、アメリカをモデルとしながら、司法院を最高裁判機関と位置づけるとともに、司法院は司法行政を管轄しない（言い換えれば、行政院が管轄する）ことで、憲政実施における制度設計の問題が最終的に決着した。

第3章「国民政府による検察改革の諸相」では、司法改革に並行して進められた検察制度改革の試みが扱われる。大陸法系を参照して築かれた北京政府期の検察制度は、国民政府成立後、とくに1930年代になると、王寵惠ら法学専門家の意見をもとにしたいに英米法系に接近する動きが見られ、この動きは日中全面開戦にともなう中米関係の緊密化により加速された。1942年には重慶に近い璧山に「実験地方法院」が設置され、アメリカの専門家ミルトン・ヘルミック (Milton J. Helnick) を招いて、アメリカの制度に親和的な改革案が起草され、司法行政部主導の検察改革が推進された。だが、大陸法系にもとづき別の方向で検察改革を主張する声も政府内外には根強くあり、検察改革は不徹底なまま、抗日戦争の終結を迎えることとなった。

第4章「戦後中国における検察改革の試み 1945-1947年」は前章に続き、戦後における司法行政部の検察改革の流れを整理する。抗日戦争中に民意代表機関として設置された国民参政会は、憲政施行にともなう司法・検察制度改革の可能性を独自に検討し、自訴（私人訴追）の拡充や国家律師（弁護士）制の導入を含む改革案を司法行政部に提示した。これをもとに司法行政部は自身の改革案と国民参政会の改革案を1947年に開かれた全国司法行政検討会議に上呈するが、自訴範囲の拡大を危惧する反対意見に遭い採択されず、こうして抗日戦争以来検討されてきた英米法系にもとづく検察改革構想は十分な実現を見ぬまま、1948年の憲政実施に至るのである。

終章で筆者は、以上の各章の内容を総括した上で、国民政府による司法行政部の設置や検察改革

の試行は、近代中国における憲政実施に一定の前提条件を提供するものであり、政治の民主化や人権の保障を促進する面でも、立憲主義の実現に積極的な意味をもったとする。ただ、1948 年における憲政の実施は、国民党による一元的な指導や個人独裁という点では大きな制約を内在させており、法の支配を機能させる上で、権力の分立や暴力の抑止をいかに制度の中に組み込んでいくかという課題は、その後の中国大陸および台湾（中華民国）の政権でも引き続き問われることになった、とする。

以上が本論文の概要である。審査委員会では本論文の成果として、次の諸点が挙げられた。

第一に、近代中国の司法・検察制度をめぐる構想を時系列に沿って整理・分析し、それを各時期の政治過程と結びつけて論じたことである。制度史と政治史を架橋するこうした試みは文中に多く引かれる一次資料（国民政府・国民党檔案）とあいまって、筆者のオリジナルな成果と言え、国際的に通用する水準の高い労作だと評することができる。

第二に、抗日戦争期の中国を取りまく国際環境に視野を広げ、国民政府が取り組んだ司法・検察改革に、アメリカ合衆国をはじめとする国際的圧力が働いていた点を指摘したことである。とくに、1943 年の不平等条約改正が中国内政にもたらしたインパクトの下、ヘルミックらによる実験法院の試みを取り上げたことは、史実の発見・解明という意味でも、学界への大きな貢献に数えられる。

第三に、民主化の推進や人権の保障という近現代中国が抱えてきた大きな政治的課題を、清末以来現在までの百年にわたるタイム・スパンで見通すための視座を提示するのに成功したことである。本論文が指摘するように、中華民国国民政府による 1948 年の憲政移行は「中国憲政百年史」における重要な転換点であった。そこであらわれた権力抑制・人権保障などの問題が、1949 年以降の大陸中国や台湾（中華民国）で未完の課題として問われ続けられてきたことを、本論文は浮き彫りにしている。

ただし、本論文にも欠点が無いわけではない。審査委員会では次の諸点が指摘された。

第一に、司法行政部の帰属問題について、各論者の判断規準や根拠が何であったのかが明快に整理されておらず、そのため「司法権の独立」という理念と組織論の結びつき方が理解しにくいものになっていることである。論文の中では、憲政と訓政、大陸法系と英米法系、三権制と五院制という二項対立的枠組みが叙述にはっきりとした輪郭と奥行きを与えているだけに、「司法権の独立」をめぐる議論においても、複雑で入り組んだ構造を整理するための枠組みを一步踏み込んで設けるべきではなかったか、との意見が複数の審査委員から出された。

第二に、中国国民党内の複雑な人間関係と思想状況への目配りが十分になされていないことである。筆者は国民政府の統治の性格を「緩い独裁」と規定するが、実際には入党時期や留学経験などにより、有力党员や指導者層の思想や信条は一枚岩ではなかった。党内のそうした分岐や対立が司法・検察制度の改革案にどのようにつながっていたのか、本論文で十分な注意が払われているとは言い難い。

第三に、前半の第 1・2 章と後半の第 3・4 章とが必ずしも有機的に関連づけられておらず、論文全体の構造がやや見えにくくなっていることである。最初に明快な問題提起があり、各章で個別にそれに答えていくという構成になっていけば、読者も論文の筋や流れを追いやすくなると思われる。叙述の仕方や文章表現に工夫をこらすことも今後の課題であろう。

しかしながら、審査委員会は、これらの点は本論文の成果や長所を損なうものではなく、今後の

残された課題と受けとめるべきものであるとの認識で一致した。したがって、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

金 伯柱

朝鮮半島現状維持と多国間関係
—— 分断国家デタントの政治学 ——

論文博士（学術）博総合第17988号（平成26年9月25日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 木宮正史（主査）、同准教授 森井裕一、
同准教授 川島 真、同教授 石田 淳、
法政大学教授 下斗米伸夫、早稲田大学教授 李 鍾元

本論文は、第二次世界大戦後、米ソによる分割占領を経験し、韓国・北朝鮮という南北分断体制が形成された朝鮮半島冷戦に関して、それを取り巻く東アジア冷戦、グローバル冷戦が終焉したにもかかわらず、なぜ朝鮮半島冷戦だけが持続するのか、その持続の政治力学を解明しようとする、非常に野心的な研究である。この問題に関しては、朝鮮半島冷戦が東アジア冷戦、グローバル冷戦から切り離されて展開されたということから、先行研究は、南北朝鮮以外の関係各国は既に朝鮮半島の現状維持に同意したことを前提とし南北関係のみに焦点が当てられた。しかし、本論文は朝鮮半島の現状維持に関する関係各国の現状維持の選好を自明の前提とはせず、それを問い直そうとする。したがって、朝鮮半島の冷戦に関わる南北朝鮮、日米中ソの6カ国からなる多国間関係に焦点を当て、そうした関係各国が、朝鮮戦争停戦協定の維持、南北朝鮮の国連同時加盟、日米の北朝鮮承認と中ソの韓国承認というクロス承認、これら3つから構成される朝鮮半島の分断という現状維持の制度化に対して、現状維持もしくは現状変更のどちらを選好したのか、そして、その選好がどのように変容したのかを、多国間の外交史料に対する分析を通して明らかにする。さらに、そうすることで、朝鮮半島に視座を置いて1950年代から70年代にかけての戦後の国際関係史を描き出すことを試みる。

序論において、以上のような問題意識を、先行研究に対する批判的検討を通じて導出したうえで、第1章では、朝鮮戦争停戦から1950年代末までの時期を対象とする。この中で、北朝鮮が、ソ連の影響を受け南北朝鮮の国連同時加盟に反対しなかったことに注目する。これは、北朝鮮が朝鮮半島統一を放棄し「二つの朝鮮」を受け入れたわけではないが、分断の国際的承認に対し柔軟に対応したからだと指摘する。北朝鮮は朝鮮戦争で軍事的統一を指向し、その後は「一つの朝鮮」に固執しただけに、分断の国際的承認問題には終始一貫して否定的な姿勢を示してきたとみられてきた。それだけに、この時期、この問題に比較的柔軟な姿勢を示したという主張は本論文における新たな知見として評価することができる。

第2章では、1960年代における朝鮮半島冷戦の展開過程を対象とする。中ソ朝三角同盟と「日米韓協力体制」が形成され、一方で同盟間対立の構造が顕著となるが、他方で中ソ対立により同盟内亀裂の兆しも現れた点に注目する。朝鮮半島をめぐる6カ国により構成される、このような同盟間

対立と同盟内亀裂を分析することにより、朝鮮半島の現状維持の制度化に関する 6 カ国の選好が形成されていくプロセスを明らかにする。

第 3 章から第 5 章までは、1970 年代における朝鮮問題の処理をめぐる多国間関係を対象とする本論文の本論に該当する部分である。第 3 章では 1973 年 6 月 23 日に発表された、韓国の「平和統一と外交政策に関する大統領特別声明」、北朝鮮の「祖国統一 5 大方針」に至る時期を対象とする。米中和解に伴い米中両国が朝鮮問題の局地化を推し進め、南北朝鮮がそれに対応するのだが、韓国は分断の国際的承認を積極的に推進する「二つの朝鮮」へと果敢に舵を切ったのに対して、北朝鮮は分断の国際的承認は分断を固定化するものであると批判し、「一つの朝鮮」に固執するという、対照的な選択をした点を指摘する。両者の選択の違いを、朝鮮半島をめぐる現状維持の制度化に関する立場の違いとして再解釈した点に、本論文の新たな知見がある。

第 4 章では南北対話の挫折を契機に、再び朝鮮半島をめぐる問題が国際化され、国連を舞台として、南北朝鮮それぞれを支持する立場からの相異なる決議案が提出されたにもかかわらず、その両決議案が共に採択されるという奇妙な帰結をもたらした 1976 年までの時期を扱う。双方の決議案が採択されることで国連でも未決着ということになったが、他方で、現状維持の制度化をめぐる関係各国が様々な提案を行い、朝鮮問題の解決策を模索したプロセスに注目する。朝鮮半島冷戦の局地化に向けた米中の協力関係に注目するだけでなく、日ソ両国が、日本の対北朝鮮接近、ソ連のアジア集団安保構想という形で、朝鮮半島の現状維持の制度化に関して独自の役割を果たそうとした点は、先行研究ではあまり取り上げられていなかっただけに、本論文の新たな知見として評価できる。

第 5 章では、カーター米政権の在韓米軍撤退計画に関係各国がいかに対応したのかを中心に、大国間デタントが完成される中で朝鮮半島冷戦が取り残されデタントが挫折する、1979 年までの時期を対象とする。在韓米軍撤退計画がもたらした朝鮮問題の流動化の中で、南北朝鮮は、それぞれ南北対話と米朝交渉に固執した結果、朝鮮半島冷戦は南北朝鮮自らの選択による「朝鮮問題の朝鮮化」として帰着したことを明らかにする。

最後に、朝鮮半島冷戦の展開過程をめぐる 6 カ国から構成される国際関係史に関する以上の再検討作業を通して、1970 年代朝鮮半島デタントの失敗の原因として、① 問題の当事者である北朝鮮が朝鮮半島の現状維持の制度化に反対し、現状変更を放棄しなかったこと、② 北朝鮮を現状維持の制度化に向かわせるにあたり、中ソ対立が否定的に働いたこと、③ 朝鮮半島現状維持の制度化を推進するにあたり、米韓の努力が不十分であったこと、④ 国連、日ソの役割が限定され「信頼可能な第三の調停者」の不在であったこと、以上の 4 点を導出する。

さらに、補論では、グローバル冷戦終焉後の朝鮮半島冷戦の展開について、1990 年代初めの南北基本合意書の成立に代表される南北関係の進展が進んだ時期、2000 年を前後して、第一次南北首脳会談に代表されるように朝鮮半島をめぐる米朝、南北、日朝という関係改善が進展するかに見えた時期、という朝鮮半島デタントの機会を象徴する 2 つの事例を挙げて、朝鮮半島冷戦の持続に関する上記の原因を検証することを試みる。一方で、朝鮮半島冷戦をめぐる主たる対立軸や 6 カ国の選好が変化したにもかかわらず、他方で、6 カ国の選好が現状維持の制度化で依然として一致していないことを明らかにする。

以上のように、本論文は、1950 年代から 70 年代に及ぶほぼ 30 年間の朝鮮半島冷戦をめぐる 6 カ国の国際関係を、分断の国際的承認を内容とする現状維持の制度化をめぐる 6 カ国の選好とその変

容に焦点を当て描き出すとともに、そうした研究を通して、朝鮮半島冷戦がなぜ持続したのか、換言すれば、朝鮮半島冷戦を終焉させるためには、どのような政治的条件が必要なのかという実践的な課題に取り組んだものである。

本論文は、以下のようなオリジナリティを持つことによって、以後の研究にも重要な貢献を果たすと評価できる。

第一に、朝鮮半島冷戦をめぐる初の本格的な国際関係史を提示したという点である。朝鮮半島をめぐる現代史は、先行研究においては、朝鮮半島内部に限定された南北朝鮮の関係史か、それに関わる南北朝鮮と他国との間の2国間もしくは3カ国間の関係史として叙述されることがほとんどであったが、多国間に及ぶ史料読解能力を持つ著者の手によって、本論文は本格的な国際関係史として仕上げられた。

第二に、1950年代から70年代にかけてのほぼ30年間の朝鮮半島冷戦をめぐる通史を提示したという点である。近年になって各国における新史料の公開などもあり、1970年代の朝鮮半島冷戦をめぐる実証的研究が盛んに行われるようになってきているが、先行研究のほとんどは、1970年代に入ってから新しい展開だけに焦点を当てたものである。その結果、何が変容し何が変容しなかったのかについての議論は、論者によってその基準に違いがあるために混乱が見られる。本論文は、1950年代から60年代の朝鮮半島の現状維持の制度化に関する6カ国の選好とその後の変容に焦点を当てた前史もしくは形成史を描くことにより、この議論に対して、先行研究に比べて非常に説得力のある議論を展開する。

第三に、1970年代の朝鮮半島冷戦の展開に関する重層的かつダイナミックな歴史解釈を提示したという点である。1970年代、それを取り巻く米中、日中の東アジア冷戦の緩和が南北対話など朝鮮半島冷戦の緩和にも影響をおよぼしながらも、結果的に朝鮮半島冷戦が緩和されず、むしろ強化された。この点については、従来は、アジア冷戦の緩和という影響を南北朝鮮が部分的には受け入れながらも総体としては遮断することで、朝鮮半島冷戦の自律化、局地化が進んだという単線的な議論が主流であった。しかし、本論文では、70年代を3つの時期に区切り、70年代初頭の局地化、半ばにおける再国際化、終盤における再局地化したという三段階のダイナミズムを抽出することで、70年代の朝鮮半島冷戦の歴史的ダイナミズムに関する新たな視角を提示している。

第四に、1970年代の朝鮮半島冷戦をめぐる国際政治に関する日ソ両国の役割を再評価したという点である。従来、米中関係と南北関係という4者関係に焦点を当てた研究が主流であり、日ソの役割は注目されなかった。それに対して、日本政府の外交文書などを利用することによって、日ソが朝鮮半島冷戦の現状維持の制度化に向けて一定の役割を果たしたことを再評価している。結果として、制度化には失敗したように、日ソの役割も限定的なものではあったが、「信頼可能な第三の調停者」としての役割を果たす可能性があったことを示唆する。

第五に、歴史、現状分析、理論の3つを架橋しようとする試みであるという点である。本論文は基本的には現代史の論文であるが、それだけにとどまらず、そうした歴史的な分析を通して、分断の現状維持の制度化がなぜ挫折したのかに関して、関係各国の選好が現状維持の制度化で一致しなかったために挫折したという、分断国家デタントの政治学とも言うべき理論仮説を提示する。さらに、その仮説を、補論においてではあるが、ポスト冷戦期以降の2つの事例を通して検証することを通して、なぜ現在においても現状維持の制度化が実現されていないのかという現状分析にも取り

組んでいる。

以上のように、本論文は、多国間の史料を駆使して、朝鮮半島冷戦をめぐる本格的な多国間の国際関係史に取り組むことによって、後学にとってはこの分野に関しては必ずや参照すべき先行研究を提示するとともに、現状維持の制度化を通して朝鮮半島デタントをいかに定着させるのか、その政治的条件の解明にも取り組んだという意味で、朝鮮半島地域研究にとっても重要な貢献を果たすものである。

しかし、本論文には、いくつかの弱点もしくは課題も指摘される。

第一に、歴史研究としては史料公開の最先端である現代史研究に果敢に取り組んだことが高く評価されるが、それに基づく理論仮説に関してはさらなる改善の余地があると指摘される。多国が関わる緊張緩和の理論的研究はほぼ未開拓の分野であるだけに困難さが伴うが、関係各国の選好の一致不一致と現状維持の制度化の成否との因果関係の解明は、場合によっては当たり前すぎることにもなってしまう。そうしないためにも、当事者がどのように決定されるのか、また、当事者の比重がどのように変容するのかという問題を組み込んだ仮説の再設定が必要ではないか、そして、そのためにも、ドイツやヨーロッパの事例とのより本格的な比較に取り組む必要があるのではないかと指摘された。

第二に、6カ国の選好それ自体の変容の説明に関する、国際レベルと国内レベルとの説明が必ずしも一貫していないと指摘される。本論文は、一方で、各国の国内レベルは議論から捨象すると言いつつも、6カ国の選好がどのようにして決まり、それがどのような理由で変容したのかという分析を、国際レベルでは十分には説明しきっておらず、各国の国内レベルでの説明に帰着させてしまっている。この点、各国の選好の決定とその変容を国際関係の変容との関係で説明する必要があるのではないかと指摘された。さらに、この問題と関連し、現状維持それ自体と現状維持の制度化とを区別して考察する必要があるのではないかと疑問が提起された。

第三に、当該問題に関する各国の先行研究に関する参照度に偏差が見られると指摘される。例えば、日韓における研究には相対的に厚い目配りがきいてはいるが、中国における研究や旧ソ連における研究に関してはもう少し目配りのきいた先行研究への参照が必要ではないかという課題が指摘された。

第四に、1950年代、60年代、70年代という3つの時期における時期の歴史叙述における史料利用のアンバランスさがあると指摘された。これは、一義的には、国や時期によって外交史料の開き具合に偏差があるという史料上の制約が大きいが、例えば、50年代に関しては、中国の外交史料に相当部分依存しており、逆に米国外交史料への言及があまりないなどの問題点が指摘された。

このような点には、なお議論を深める余地は認められるものの、これらの点は本研究の価値と学界への貢献を減ずるものでは決してない。したがって、本審査委員会は、本論文提出者が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

藤原 敬士

1750年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究

課程博士 (学術) 博総合第 1340 号 (平成 26 年 11 月 26 日授与)
審査委員会委員 東京大学准教授 川島 真 (主査), 同教授 村田雄二郎,
同教授 羽田 正, 同准教授 小川浩之, 同准教授 杉山清彦

本論文「1750 年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究」は、1757 年に成立した広州貿易 (所謂、広東システム) をめぐって、従来定説とされて来た論点について、あらためてロンドンの大英図書館のインディア・オフィス・レコード所蔵のイギリス東インド会社の手書き文書や中国側の漢文史料を用いて再検証し、これまでの定説がアヘン戦争の原因としての広州貿易 (広東システム) を位置づけるために構築されていたのではないかと疑義を呈した上で、1750 年代の広州貿易の実態を解明し、アヘン戦争の原因とされた諸要因に修正を加えた、画期的な論文となっている。

本論文の問題意識は、広州貿易における中国側の諸問題によってイギリスが不利益を蒙ったため、やむなく武力を用いてアヘン戦争が生じ、不平等条約締結に至ったという従来の歴史叙述が、その当事者である中英間のやりとりの詳細が十分に解明されないにもかかわらず、世界で広く定説化していることに対する疑義にある。広州貿易において、イギリス商人が不当な扱いを受け、限定的な相手としか、それも不公正な価格でしか取引できず、イギリス側から中国側に改善を求めたが容れられず、戦争に至ったとする叙述に関して、イギリスが直面していた諸問題それじたいに関する研究が十分ではない、と本論文は指摘し、さらにこの定説を導いたモース (H. B. Morse) の著作が用いた史料が特定の会議記録に限定され、商取引や契約それ自体に関する史料は用いていないことに鑑みて、それらの史料を用いて再検証を試みようとする。すなわち、本論文は広州貿易の実態に改めて迫ろうとしたものである。

論文は、序章、本論 8 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 198 頁 (目次を除く) あり、字数は約 2 万 8 千字 (原稿用紙 400 字詰に換算して約 700 枚) の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

序章では、本論文の構成とともに、主要な論点が説明される。それは第一に、「独占」制度の有無、第二に貿易の実態、とりわけ研究史で指摘されてきた、清側により設定された貿易にまつわる不当な諸制度、慣習のことである。第三に、広州での貿易制度、いわゆる広東システムの形成課程について、である。第四に、広州での貿易をめぐる内政、とりわけ清朝内部の中央-地方関係である。

第一章「広州貿易社会の構成員と乾隆初期の貿易制度」では、1730 年代の乾隆帝即位以来、広州貿易は比較的良好に進み、イギリス東インド会社の貿易監督者 (管貨人) たちもそのように認識していたところ、1750 年代に入って、対西洋貿易を管理する任にあった両広総督および粵海関監督が、舶来品取得のために行商が必ず西洋船の保商となるという意味での「保商の制度化 (1754 年)」をおこなったことが説明される。第二章「行商の貿易「独占」布告の発布と撤回」では、貴重品の獲得をいっそう徹底するために、行商に貿易を「独占」させる布告が発布されたこと、またそれが西洋商人、中国商人の強い抗議によって撤回 (1755 年) されたことが叙述される。第三章「貢品制度が広州貿易に与えた影響」では、第一章、第二章で説明されたような制度を設けた背景として、清朝側の貿易監督者に対して皇帝が命じた舶来品の収集という任務があり、そのために当局が外国との行商に取引を集中させ、舶来品を余さず管理下に置こうとしたとの見解を提示した。

第四章「1755-56 年貿易実態の分析」および第五章「広州から輸出されたブラックティーの品質」は、貿易の実態を扱う。第四章では、行商が西洋商人の持ち込む毛織物販売や、高騰する生糸の国内市場からの調達などで負担を強いられていたこと、またイギリス商人は茶の購入に際し、シーズン後に安値になったものを買ひ叩いていたことを明らかにした。第五章では、その安値の茶がなぜ商品価値をもったのかという点について、加工度が高い最下級の茶がそれ以上劣化する可能性が低かったことが説明されている。

第六章「広東一港制限令にみる清朝の対外政策の制度と実態」では、イギリス商人が管理の強まる広州を避け、寧波での貿易を試みたこと、また清朝側が税額を引き上げて貿易を阻止し、さらに貿易港を広州に限定する上諭を発したものの（1757 年）、実際には寧波の地方官僚が税額を聞いて引き返そうとしたイギリス商人を引き留めたために貿易ができたことを明らかにした。

第七章「1755 年から 57 年の寧波貿易の成果」では、寧波での貿易状況が説明される。寧波では、毛織物の価格は広州よりも高かったものの、生糸の価格は広州と大差なく、イギリス商人の期待通りには進まなかった。しかし、徽州茶商の汪聖儀とのコネクションを得たことが大きな利益となったと指摘する。

第八章「広州貿易制度の動揺と清朝側の対応」では、広州でしか貿易できなくなったイギリス商人が、広州での貿易環境を有利にするよう清に働きかける様が叙述される。イギリス商人は、常駐委員会を設置して取引を一元化し、汪聖儀を通じて内地での茶の買い付けや生糸の価格調査をおこなった。イギリス商人は、季節外取引で価格を引き下げようと積極的に交渉しただけでなく、寧波や天津に赴き、粵海関の不正を清側に摘発した。こうしたイギリス商人の積極的な動きを牽制すべく、清は広州当局に「防範外夷規條」を制定させ、その行動を厳しく取り締まった。また、行商の連合体たる公行の組織化を進め、かつ経営環境の立て直しを図った。

終章では、序章で設定された諸課題について、本論での分析の結果を踏まえた回答が与えられている。第一に、「独占」制度の有無については、1750 年代においてその実態は無く、「行商」は固定化された特権商人とは言えないとする。第二に、貿易の実態については、行商が不当な利益を上げたところか、貿易状況は芳しくなかったとする。第三に、広州での貿易制度の形成について、1750 年代の生糸価格の高騰などを背景に、イギリス商人の側が取引の慣習を変更して茶を季節外に買い付けたり、また寧波での取引をおこなったりし、さらには中国商人を使った買い付けや価格調査をおこなったことにより、行商の経営を悪化させ、清側を刺激することになったとする。広州の貿易監督部局が貿易規制を強め、「防範外夷規條」の制定と公行の設立に踏み切ったのもそのためだった。第四に、清朝の対外姿勢と中央—地方関係については、地方による広州貿易の制度化とともに、中央からの介入もあり、それぞれのアクターのせめぎあいの中で事態が推移したことが指摘される。このほか、昨今多く議論される「互市システム」論について本論文から与えられる示唆、また通史的に見た場合の本論文の位置づけなどが記されている。最後に、今後の課題として、本論文が主に 1750 年代を対象としたことから、1760 年代以降の状況をも考察し、広州貿易の全貌に迫りたい、としている。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国近代史研究、清朝史研究、中国の対外関係史研究、東西交渉史研究、イギリス東インド会社研究などに新たな局面を切り開く、きわめて水準の高い画期的な著作だとの意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘された

のは以下の数点である。

第一に、これまで看過されてきたインディア・オフィス・レコード所蔵のイギリス東インド会社の文書と、漢文史料とを用い、1750年代の清英貿易の実態を明らかにし、そこから以下に示すような、広州貿易（広東システム）の定説に挑戦する多くの新たな解釈を提示したこと。

第二に、従来定説とされていた広東システムの形成の背景、すなわち清による不当な貿易管理や、不適切な価格設定、行商による取引の独占による弊害等を資料に見出すことは難しいと指摘し、むしろイギリス側による一元的取引や、慣行変更が清による新たな規範の形成を導く過程を解明したこと。

広州貿易は、従来、自由貿易を阻害する多くの要因をはらんでおり、それがアヘン戦争の原因となったと認識され、1757年の広州一港限定がその起点とされてきた。それに対して、本論文は、1757年を起点とする点にも、また先行研究における広州貿易の理解そのものに強い疑義を呈し、1750年代の広州貿易の状況を、原史料を用いて明らかにすることによって、定説の誤りを指摘し、かつその実態を提示した。これは、既存の研究に対して新たな知見を提供する極めて重要な指摘である。また、本論文での分析は1750年代の広州貿易の実態に限定されるが、今後、1760年代以後についても研究も進められることによって、広州貿易の全体像が解明されることが期待される。

このほか、本論文の叙述には主たる論点のほかにも少なからず、広がりのある重要な論点が含まれていることが審査委員会で確認された。たとえば、広州貿易のもう一つの姿として、広州当局の官僚が皇帝に貴重品を献上する「貢品制度」が見え隠れすることを本論文が指摘したことも、清の対外関係を内政と関連づけて理解する上で重要な論点だと考えられるし、また昨今議論がなされている互市制度研究に対しても多くの示唆を与える可能性がある研究だとの指摘もなされた。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば清朝内部の中央・地方関係などの制度的な把握に不十分な点があることや、イギリス側の多様なアクターや東インド会社内部の状況などについてより立体的な説明が求められることについて指摘があった。さらに清朝の乾隆期の政治史としての側面をより意識して論文を構成してもよかったのではないかと、といった意見も出された。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中国近代史研究、清朝史研究、中国の対外関係史研究、東西交渉史研究などの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

呉 孟晋

中国と台湾におけるモダニズム絵画の展開

—— 李仲生とその周辺を中心に ——

課程博士（学術）博総合第1341号（平成26年11月26日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎（主査）、同教授 代田智明、
同准教授 村松真理子、同准教授 石井 剛、

埼玉大学教授 牧 陽一, 国際日本文化研究センター教授 稲賀繁美

本論文は、20 世紀中国及び台湾で展開されたモダニズム絵画の動きを、李仲生とその周辺にいた画家たちの絵画作品と思想を軸にして検証したものである。ここで言う「モダニズム絵画」とは、中華民国期の中国で「現代絵画」と称された、西欧由来の同時代絵画であり、具体的には、ダダ、シュルレアリスム、フォーヴィズムなどの諸流派・諸動向を反映している。

李仲生は 1912 年に中国の広東省で生まれ、戦後は台湾で活動した画家で、今日の台湾ではモダニズム絵画の代表的画家として知られる。1932 年から 1937 年まで滞在した東京では、二科展第九室を中心にシュルレアリスム絵画を発表した。台湾では色彩豊かな抽象絵画を描く傍ら、西洋絵画に関する紹介や批評も手がけ、青年画家たちに影響を与えた。本論文は、こうした李仲生の生涯にわたる絵画活動を通して中国と台湾のモダニズム絵画の展開を見ることによって、中華圏におけるモダニズム絵画の発展の歴史を俯瞰的に描き、とりわけこの歴史には日本の影響がきわめて大きく作用していることを明らかにした。

本論文は、中華民国期、日中戦争・国共内戦期、戦後台湾期という三つの時代区分からなる三部構成である。以下に、各部の概要を示す。

第一部は民国期中国と戦前期日本の状況を論じる。第 1 章「日本の前衛画壇と中国の画学生たち——李仲生と「中華独立美術協会」の画家たちの活動について」では、1935 年に中国人画学生によって結成された「中華独立美術協会」やその前身の「中華旅日作家十人展覧会」を中心に、当時日本で前衛絵画を志していた中国人留学生の動向とその作品に対する画壇の評価に触れた。第 2 章「中国的モダニズム絵画を目指して——李仲生のシュルレアリスム作品と「ローカルカラー」」では、モダニズムの普遍性を受容する一方で、中国文化のローカルカラーが表現の源泉として無視できない要素になっているという二重性が李仲生においても存在していたことが指摘される。第 3 章「シュルレアリスムの受容をめぐる——「中華独立美術協会」の「超現実主義」について」では、日本語経由でシュルレアリスムに接した中国人留学生画家たちが誤訳の中でシュルレアリスムに独自の理解を加えていった過程が描かれる。それは、フロイト的な夢概念が東洋幻想へとスライドしていく契機になり、その結果新たなオリエンタリズムを中国内部で再生産する動向とも重なったことを立証した。

第二部は、日中戦争と国共内戦の時期に関して論じられる。第 4 章「日本的シュルレアリスムの対決——日中戦争期の前衛プロパガンダ絵画を例に」は、シュルレアリスム絵画が日中双方でプロパガンダに活用された事例を取り上げる。それは、東京発のシュルレアリスム絵画が双方の陣営に分かれて行った「日中間の「代理戦争」」の様相を呈した。第 5 章「中国的モダニズム絵画の再構築——1940-50 年代における重慶・広州・台北での展開について」では、第二次世界大戦の終戦から 1949 年の中華人民共和国成立と国民党の台湾移転の数年をはさむ転換期におけるモダニズム絵画運動の動向を整理し、共産党政権下で社会主義リアリズムに陥ったのとは対照的に、台湾ではモダニズムが隆盛の契機を獲得したことが述べられる。

第三部は、第二次世界大戦後の台湾の状況を論じる。第 6 章「前衛画家」という自己演出——李仲生の日本のアヴァンギャルドをめぐる」では、国民党の一員として台湾に渡った李仲生が国民党統治下の台湾という特殊な状況の中で、自らの前衛性をどのように位置づけていったのかを跡づ

けた。第7章「中国的抽象絵画をめざして——劉国松と徐復観との「現代絵画論争」(1961-62)について」では、モダニズム絵画に破壊性を看取してそれに反対した現代新儒家哲学者の徐復観と、中国の伝統的山水画に抽象主義的表現を加えることで国画の革新を試みた劉国松の論争について論じ、彼らの間では絵画表象における「かたち(form)」をめぐる立場の相違が存在し、結果的に尖锐化した論争が、伝統絵画を国画という呼称と共に再度、台湾近代美術界に召喚したのだと結論づける。第8章「《ゴドーを待ちながら》と1960年代台湾の前衛美術——雑誌『劇場』と黄華成のインスタレーション作品について」では、本論文の主題であるモダニズム絵画からいったん離れて、台湾における『ゴドーを待ちながら』の公演とともに生じたインスタレーション・アートの実験について論じ、前衛芸術が1960年代という戒厳令下の台湾において、絵画のみならず、広範な芸術ジャンルにおいて試みられていたことを明らかにする。第9章「戦後台湾美術における李仲生のモダニズム——劉文潭との論争(1979-80)をてがかりに」では、地方での教員生活を経て1979年に画壇に復帰した李仲生が、内外情勢の変化の中で、台湾「本土化」の傾向が顕著になろうとしつつある状況に対応すべく、本省人芸術家との対抗関係の中でモダニズム絵画論を展開したことが描かれる。しかし、そのうえで、冷戦的構図の中で中国モダニズムの復活を目指そうとする姿勢が、同時代の環境にあって、時代錯誤的であるとの批判を免れることはできなかったことをも、本論文は指摘している。

審査委員会は、本論文が中国近代絵画史研究として高い水準に達していることを確認した上で、特に次のような意義を高く評価した。まず、東京—重慶—広州—台北の各都市を通時的につなぎつつ、汎アジア的空間とも呼べるひろがりの中で歴史を叙述したこと。これは、文化を特定の国や地域の占有物であるとはせずに流動の相においてとらえた点で評価できる。中心的な研究対象となった李仲生とその周辺の画家たちが流動する主体でありながらも、時代の変化にともなう自他の評価の変遷につれて次第に「ボヘミアン」的揺らぎから純化されていき、同時にそれぞれの時代背景の中で相異なる論争を生み評価を獲得していくさまが豊かに描き出された。次に、従来、美術史は一国史として研究されており、その結果、多くの重要な要素が見落とされてきた。しかし、だからと言って、一国史とは異なったアプローチは容易ではない。その点で、本論文は李仲生とそれを取りまく画壇に軸を定めることによって、この困難を突破するための有効なアプローチを獲得している。また、叙述の過程では、画家たちの交流の姿が活写されているが、それは国を越えた人的交流の場としての画壇の現場を復元した点で、重要な成果である。さらに、絵画史叙述の中にパフォーマンス・アートに関する研究を取り込むことで、台湾現代絵画が他の芸術形式との有機的な関係の中で独自の発展を遂げてきたことを説得的に示している。この点は、1960年代の世相を反映する叙述にもなっており、絵画史研究にとどまらない著者の視野と関心の広がり可能性として開示しているとも言える。

しかし、このように高い水準を達成した本論文にも問題点がないわけではない。特に、「モダニズム絵画」という本論文を貫く鍵概念が中国語の「現代絵画」と混淆しながら使われているため、つまるところ中国的(台湾的)モダニズムとは何であったのかの説得的に示されることがなかった。類似の問題は、「イメージ」や「形相」、「形象」など、複数の概念についても当てはまる。本論文は概念が翻訳を通じて西洋から日本経由で中国人画家たちへと拡散していくプロセスで必然的に生じる差延のあり方を丹念に追うことによって、流動的かつ脱国民史的な近代絵画史を描いたものであ

る。それだけに、主たる鍵概念の使用と作品の生み出された同時代的な文脈の捉え方にあたっては、より細心の注意が払われるべきであった。また、現在の日本語での批評言語と当時の中国語での訳語との乖離についても、より慎重な扱いが必要であった。さらに、現存する作品数が少ないという条件の中で立論することによって逆に作品の外側で紡がれる人的交流や批評論争、画家たちの思想などがいきいきと描かれるという効果を生んだ一方で、著者自身がこうした方法の長所を生かしながらも、現存しない作品を論ずることへの躊躇を払拭できなかったため、結果的に作品分析が不十分となったことは否めない。

審査委員会では以上の評価を踏まえ、本論文はいくつかの修正されるべき短所を抱えつつも、博士論文として求められるべき水準を十分に満たした魅力的な論文であるとの結論が、全員一致で導かれた。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定する。

上原こずえ

1970-80 年代の沖縄・金武湾闘争

——「近代化」を問う民衆運動とその「生存」思想——

課程博士（学術）博総合第 1342 号（平成 26 年 11 月 26 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 外村 大（主査）、同教授 黒住 真、
同教授 矢口祐人、国際基督教大学上級准教授 田仲康博、
東京経済大学准教授 戸邊秀明

本論文は、1970 年代から 80 年代にかけて展開された、沖縄島中部に位置する金武湾への石油備蓄基地（CTS）設置反対を掲げた住民運動の組織化の過程と実践を描くとともに、その思想的意味を捉え、同時代の様々な近代を問う動きとの関係を考察した論文である。論文は、序章および本論の第 1-7 章、結論、「金武湾闘争の略年表」等の付録から構成されている。

序章では、金武湾闘争に着目する意義として、近年の諸研究を参照しつつ、周縁化された地域やマイノリティにこそ開発や経済成長に伴う矛盾が顕著に現れることを指摘するとともに、加えてこの地域の住民が日本本土の人びとは異なる歴史的経験を持つことにも注意を向ける。そして、そのことと闘争の組織化、展開、広がりとの関係、その後の継承のあり方を明らかにすることが課題であることが提示される。

第 1 章と第 2 章は、いわば金武湾闘争の前史である。第 1 章は、日本帝国に編入された金武湾沿岸地域の近代化の歴史として、厳しい税負担による経済困難から生じた移民、出稼ぎの増加や地上戦の経験、敗戦後の復員・引揚げが叙述されている。第 2 章は、戦後、米軍占領下で軍基地関連産業へ依存した形で進む経済構造の変化、陸上交通発達に伴うこの地域の「離島苦」の始まりを記すとともに、そこからの脱出が課題として意識されるなかで、日本への施政権返還前後に、石油備蓄基地開発の構想が浮上した経緯を描いている。

第 3 章は、金武湾闘争の組織化の過程に焦点を当てている。施政権返還前後から展開されていた

沖縄島中部の諸運動——石油備蓄基地進出への反対闘争や在沖米軍基地の毒ガス撤去をめぐる闘争、さらに日本本土の反公害の市民グループ・研究者らとのネットワークの形成等のなかで、金武湾を守る会が組織されたこと、政党や労働組合の指導のもとでの運動ではなく、一人ひとりが参加し行動する運動が行われたことが明らかにされる。

そのような動きに対して、当時「革新県政」であった県当局の方針の「揺らぎ」を扱ったのが第4章である。CTS誘致を進めていた県当局はその後、支持基盤である革新政党や労働組合からの批判を受け、実際に環境被害が発生するなかで、CTS誘致撤回の声明を出す。しかしそれ以前に交わされていた行政手続や国の施策に拘束され、CTS設置が進められていく経過が記述されている。

第5-7章は金武湾の開発が進むなかでの住民たちによる金武湾闘争の展開を扱っている。第5章では、金武湾沿岸地域の住民がCTS誘致派と反対派に分裂し、反対派に対する嫌がらせ、暴力的な抑圧がエスカレートしていたことを描き出す。と同時にそれに対抗する反対派の活動が、生存のための共同体の拠り所を築く実践ともなっていたことを指摘している。第6章では、金武湾を守る会が1974年に県を相手として起こした裁判とその意義について論じている。裁判は住民敗訴で終結したが、それを通じて世論を喚起したこと、法廷の証言等を通じて、住民たちが歩んできた歴史、海や大地と結びついた生存のあり方を表現し、意識するに至ったことが明らかにされている。第7章ではCTSの負の側面が明らかになりながらも、その増設が進められていった1970年代末から1980年代初頭における住民たちの思想・実践の深化が記述されている。具体的には、伝統的な行事・演芸等の文化実践、共同体の労働慣行による開発への抵抗、そして沖縄島以外の琉球弧の諸地域、さらには核廃棄物投棄に反対していたミクロネシアの人びとなど様々な住民運動との連絡、地域主義やコモンズに着目していた玉野井芳郎やイヴァン・イリイチとの交流が取り上げられている。そしてそうした動きから、金武湾闘争は、国家から自立/自律した生存、それを支える基盤としての「共同の力」を模索する運動となっていたとする評価が与えられ、それがその後の沖縄の住民運動にも引き継がれたことが指摘されている。

以上のような事実を明らかにした上で、結論では、金武湾闘争に着目することで戦後沖縄社会運動史・思想史と世界史との接点が見えてくること、それは国策としてのエネルギー備蓄に伴う土地や資源の囲い込みとの対峙であり、それに対する批判的認識や「共同の力」を通じた生存への着目の背景には戦前・戦中の経験や戦後の米国統治の経験の自覚化があったことが記されている。そして沖縄において現在も軍事基地や開発の問題が存在しているなかで、新たな思想を生み出す上でも金武湾闘争の経験やそこで発せられた言葉が重要であることを述べて論を締めくくっている。

以上のような論文に対して、審査委員は次のような点から高い評価を与えた。

第一には、金武湾闘争についての基本的な事実、経緯を明らかにしたこと自体に価値があると言える。金武湾闘争は、戦後沖縄の社会運動において重要とされ、ある程度は知られているが、その実態と経過の詳細については、まとまった研究や記録はこれまでなかった。それは、日本政府、沖縄の自治体(復帰前の琉球政府・復帰後の沖縄県)、町村、企業や地域社会のなかの誘致派と反対派、支援団体、革新県政を支えた革新政党や労働組合等々、この問題に関わった主体それぞれの思惑やその関係を捉えた上で変化を追っていかねばならないという困難があったためである。この論文では運動団体の機関誌、行政刊行物、議会議事録、新聞史料等の文字史料のほか、関係者からの証言を多数得るなど、幅広い史料に依拠することで、金武湾闘争についての事実を重層的、多角的

に記録し、その経緯を平易に叙述することに成功している。

第二には、戦後沖縄史を新たな視角から捉えた研究となっていることが挙げられる。戦後沖縄史は、これまで、保守か革新か、あるいは復帰に対する態度の如何が中心的な争点とされ、社会運動についても反戦・反基地を軸に描かれてきた傾向がある。これに対して本論文は、住民の共同性とそのもとの生存権を注視し、そこから同時代の政治勢力や経済の動きを捉え返すものとなっている。もちろん、本論文は1970-80年代の沖縄島金武湾沿岸地域という時期・地域とも限定された個別事例に即した実証的分析だが、今後の戦後沖縄史研究の新たな展開の可能性を示したものと見ることができる。

第三に、この論文の意義は戦後沖縄史の領域にのみ限定されるものではなく、戦後日本史のなかでも貴重な成果となっていると評価することができる。他の地域を含めて戦後日本の地域開発をめぐる住民運動について、このようなレベルで詳細に明らかにした研究はほとんどなく、同様の事例、あるいは高度経済成長期の開発と住民・自治体の関係などを研究する際に、本論文は参照されることになるだろう。

第四に本論文は、金武湾闘争を、歴史的かつ世界的な視野から捉えてその意義を提示することに成功している。運動の担い手である住民たちが、近代的な法律の概念である生存権という言葉では表せないような、伝統的な文化や共同体を維持し海や大地と結びついて生活する権利を求め、その実践を模索していたこと、それが日本帝国の近代化、戦争、戦後の軍事基地化の過程で犠牲を強いられた民衆の経験に根ざしたものであるという分析は、歴史学における貢献であるだけでなく、経済成長優先の近代化のなかで生きている人びとが新たな社会を構想する際に参照すべきものともなるだろう。

このほか、これまで学部・大学院教育において社会運動論を中心として社会学を学んできたことに加えて、現代史研究の訓練を積んで来たことで可能になったと思われる分析・記述も多く、学際的な研究となっていることも本論文の特徴であり、評価すべき点であるとの指摘もなされた。

しかし、いくつかの問題点の指摘やなお分析や記述が必要な部分があるとする意見も審査委員から出された。

第一には、本論文での考察において鍵となる重要な用語、具体的には近代化、民衆、生存、帝国主義、共同体といった語の概念の説明が十分ではない点である。特に、近代化、帝国主義という語については、戦前・戦中の日本帝国と戦後の米国のもたらしたものとで区別して考えるのか否かに関して、本来明確にすべきであり、それが行われればさらに緻密で深い分析があり得たであろうという指摘がなされた。

第二には、参照すべき先行研究の問題がある。本論文の先行研究の整理は、主として沖縄戦後史を軸として行われている。しかし、本論が明らかにしたことは、戦後沖縄社会が直面した問題に限定されるものではない。したがって、日本の他の都道府県、あるいは広く世界の同様の問題が起こっていた地域や、「近代化」や開発と民衆との関係を論じた研究を視野に入れるべきであり、その上で、金武湾闘争を取り上げる意義を語り、見出した事実の意味を位置づけるべきであったと考えられる。また、第6章で扱われている、伝統的な文化を実践することで、「近代化」や開発、共同体の破壊に抵抗する行為に関しては、他地域を事例とする様々な研究があり、それらを参照するべきであるとの指摘もあった。

第三には、金武湾闘争においてとりわけ重要である、1970年代末以降の伝統的な行事・演芸等の文化活動、共同体の労働慣行に依拠しながら生存を勝ち取るようとする実践と、それを琉球弧・ミクロネシア住民との連帯のなかで続けていったことについてより詳しく記述し、その意味についても掘り下げていくべきであるという意見が提出された。これに関しては、第6章・第7章の2つの章で扱われているが、蓄積されているはずの関係者からの聞き取りや、この時期にむしろ多く出されるようになる各種の機関紙誌等に掲載された文章から、さらに様々な問題が発掘される可能性が高い。

第四点として、金武湾闘争の担い手についてその個人史を踏まえた分析も必要であったのではないかという意見があった。金武湾闘争は、本論文でも指摘されているように「一人ひとりが代表」という運動であり、あえて特定の個人に焦点を当てることを避けたいという意識があったのかも知れないが、運動の担い手について、どのような人生を歩んできたのかという点と関連させた分析があったならば、金武湾闘争について、より深い理解が得られたはずである。また、そのような分析がなされ、記述された場合、第6章・第7章もおそらくより豊富な内容となったと考えられる。

このほか、史料の利用についても、屋良朝苗（琉球政府最後の行政主席、復帰後初の沖縄県知事）の日記など、近年公開が始まった史料によって、実証面での補強がさらに可能であること、関係者からの聞き取りからわかった事実や検討すべき証言をより多く書き込むことで、さらに叙述に厚みが出せるとの、今後にもむけた指摘があった。

以上のような問題点や改善すべき点についての意見が出されたが、審査委員会では、これらは本論文が明らかにした歴史的事実やそこから導き出された考察の学術的価値を損なうものではなく、今後に残された課題であるとの認識で一致した。したがって、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

薛 軼群

電信利権交渉からみる近代中国の国際通信（1900-1937）

—— 技術、通信特許権と国際関係 ——

課程博士（学術）博総合第1348号（平成26年12月24日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 川島 真（主査）、同教授 代田智明、

同教授 村田雄二郎、同教授 三谷 博、神奈川大学教授 孫 安石

本論文「電信利権交渉からみる近代中国の国際通信（1900-1937）—— 技術、通信特許権と国際関係」は、近代中国の電信事業の展開について、中国と日米欧諸国および企業との交渉過程を分析することによって、中国が通信ネットワークの一員として主体的にとり組んだこと、またそこでは中国の利権回収という側面だけではなく、中国を含む諸国、諸アクターとの協調や複雑な競合関係があったことを描き出した。そして、電信技術が有線から無線へと技術的に転換することが、この関係の再編を促し、そこで中国が自らの主体性を発揮することができた、ということも本論文が成功裏に描き出した重要な点である。

本論文の問題関心は、19 世紀末からの軍事、政治外交の面での重要性が高まった電信について、東アジアではデンマーク系の大北電信会社、イギリス系の大東電信会社に国際電信が独占されていた状態にあったことを踏まえ、まずはそうした国際電信と、19 世紀末から建設が整備された中国国内の電信との関係がいかなるものであるのか、またそれがいかに変容していったのかを、交渉過程や技術革新を通じて解明し、そして、これらの電信に関わる政策が、中国内部でいかに形成されていったのかを考察することにある。

本論文の着眼点は、電信事業をめぐりしばしばおこなわれる「交渉」にある。つまり、20 世紀初頭から日中戦争に至るまでの時期におこなわれた中国と諸外国、企業との交渉を分析して、当時国権回収運動を進めつつあった中国が、欧米日諸国や外国企業とどのように交渉をおこなったのかの解明を企図したのである。史料としては、中国、日本の文書史料、公刊資料などはもとより、デンマークの大北電信の史料も用いている点が特筆すべき点であろう。

興味深いのは、本論文が必ずしもナショナリズムに基づいた、中国の国権回収史、つまり中国がどれだけ失った主権や利権を取り戻したのかを追求するわけではなく、複雑な利権交渉を読み解きながら、電信をめぐる秩序が「侵略と抵抗」という論理だけで解明できるわけではないことを示唆している点である。また、本論文は技術革新、とりわけ有線から無線への技術革新に注目し、その変化が有線の時代の既得権益者、すなわち大北や大東ではなく、中国自身が主体性を発揮して交渉に臨む契機となったと指摘する点にある。これらの指摘は、中国の国権回収の成果に注目がちな中国語圏の先行研究に対する強いアンチテーゼでもあり、また同時に技術史的な観点が必ずしも十分ではない欧米、日本はじめ世界の先行研究に対しても大きな貢献となっている。

本論文は、序章、本論 6 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文は A4 判で全 163 頁（目次を除く）あり、字数は約 18 万字（原稿用紙 400 字詰めに換算して 450 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

序章では、本論文の問題意識と意義、先行研究の整理と課題設定、用いられる史料が述べられ、さらには時代的な背景説明がなされる。

第 1 章「1870-1900 年代の中国における国際通信概況」では、東アジアが国際的な電信ネットワークに、デンマーク系の大北、イギリス系の大東という電信会社により連結していく経緯を、清による国際通信特許権付与という観点から説明する。両者は、海底線の敷設、陸揚権の運用、国際通信独占権を得たが、他方で清は国内通信網の建設に集中することができた。また、日清戦争に際しては、日本による海底電線の陸揚げを阻止するために、大北・大東両者と協議して 1930 年代に至る国際通信独占権を与えつつも、日本の侵略を一時的に阻止したが、それも義和団戦争で破綻した。

第 2 章「清末における露清、日清電信協約の成立について——日露戦争後日清、露清交渉を中心に」では、日露戦争後の東三省の電信事業をめぐる日清、露清の交渉過程を追い、清が電信事業国有化政策により行政面での管理を強化し、他方で東清鉄道や満鉄付属地外の電信線の撤廃、芝罘—旅順間海底電線の敷設などについて協議を重ねた結果、清露間では協約締結に至ったのに対し、日清間は芝罘—旅順間海底線の運用や鉄道沿線の開港場にある日本電信局の処遇をめぐる、交渉が難航したが、最終的にはイギリスの斡旋もあって電信協約を締結したことなどを示す。この交渉で、清は日本への優遇措置を認め、日本との協力の下に日清韓直接通信を試みようとしたが、実現にはいたらなかった。

第3章「北京政府の電信借款-中山龍次からみた「日中提携論」」では、交通部電政顧問であった中山龍次に注目し、招聘の経緯や、その中国での活動をあと付け、日本から北京政府への電信電話借款に関する諸調整などから、こうした顧問が電信事業をめぐる日中関係で果たした役割を考察し、中山が日中間の媒介となりながらも、その日中提携論が中国の通信政策によって実現には至らなかったことを描き出す。

第4章「通信技術の変容——有線通信から無線電信への転換」では、新たな技術として擡頭した無線電信をめぐる多様なアクターのせめぎ合いが論じられる。大北、大東という既得権益者にとって無線という新技術は脅威であるが、中国はこれを機会に自らで電信敷設をおこなおうとするものの、国内各局の足並みが揃わず、他方で独、米などが新規参入を求め、この国内外の諸アクターが相互に関連しながらせめぎ合い、1910年代から20年代の中国では大無線局の建設をめぐるこの「勝者なき」紛争が生じたことを実証的に解明する。

第5章「南京政府の対外無線交渉(1927-1937)——米中、日中無線協定を中心に」では、南京国民政府が成立してから、中国が新技術である短波無線を用いるべく、関係国と無線協定を締結し、大北・大東の独占権に挑戦する経緯が考察される。ここでは国民政府内部の対立を孕み、また北京政府時代の課題を継承している側面があったが、最終的にアメリカのRCA社が国民政府との協定締結に成功した。だが、同社が満洲事変後、満洲での経営を維持したために国民政府と対立が生じた。このように日米中関係の変容に応じて、無線権益をめぐる状況も変化している。

第6章「海底線通信協定の改定をめぐる攻防——対大北電信会社の交渉を中心に」では、1930年末に満期となった各通信協定の改定にむけ、国民政府交通部が財政部の仲介を通じて、大北、大東、商業太平洋ケーブル社と非公式協議を重ね、非公式協議での合意事項に基づいて改定に成功したことが説明される。ここで国民政府は国際通信独占権と陸揚権の解消に成功したものの、電信の送受権と電信収入の配分については交渉が難航した。

終章では、これら六章の考察を経た結論が述べられる。第一に、19世紀以来の海底有線電線時代には、大北、大東などの企業はその技術力を以て国際電信特許権を獲得して、独占的に電線を敷設し、国際電信事業の担い手となったが、長波・短波の無線技術が擡頭することによって、特許権の意味は薄れていったこと、またそれが中国をとりまく国際電信の環境を大きく変えたことが指摘される。第二に、電信権益をめぐる多国間関係については、中国は一面で主体的に振る舞おうとするものの、財政面、技術面で不足があるため、単に列強や外国企業と敵対的な姿勢を採るのではなく、多様なアクターとの関係を利用しつつ、競合しつつも共存する姿勢を保った面があることを指摘する。第三に、中国の政策決定過程の面について、電信交渉という専門性を要する現場では、政府首脳のみならず、専門性をもつ職業官僚や外国人顧問などがその人脈などに基づいて一定の影響力を及ぼしていたことを、事例研究を通じて明らかにする。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国近代史研究、東アジア国際関係史研究、日中関係史研究、あるいは近代のグローバルヒストリーに新たな局面を切り開く、きわめて水準の高い画期的な著作としての意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは以下の3点である。

第一に、先行研究で別々に論じられてきた有線から無線へという技術革新と、中国における電信交渉などをめぐる情勢の変化を明確に結びつけて、実証的に論じたことである。すなわち、有線か

ら無線への転換が、有線における国際特許権の意味を薄め、そのことが中国の交渉を有利に進める契機となったことを指摘した点は重要である。

第二に、中国の電信をめぐる交渉の場が、諸外国と諸企業、そして中国内部の多様なアクターにより構成され、その中で複雑なやりとりの中で、妥協点が見出されていたことを解明したことである。また、そこでの中国の姿勢も国権回収といった一方通行ではなく、列強や外国企業との共存など、複雑な様相を呈していた事実を解明したことも特筆される。

第三に、通信権をもとにして列強と中国政府の間関係を通時的に、詳細な実証をともなってトレースした本論文は、往々にして「客体」として描かれがちな中国をアクターとして位置づけることに成功している点である。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば技術革新に注目するならば、単に有線から無線へということだけでなく、電信敷設の方法などより詳細な事実を踏まえるべきであるとの指摘がなされた。またとりあげられるテクノクラートについて、より掘り下げた分析が可能であったのではないかと疑問も提起された。そして国権回収とは言っても、その国権は当初から中国に意識されていたとは言いがたく、次第に意識されたものであることにも注目すべきだとの指摘もあった。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中国近代史研究、日中関係史研究、東アジア国際関係史研究、グローバルヒストリーなどの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

光成 歩

脱植民地化期シンガポールのイスラム法制論争

—— マレーシア地域における二元法制の起源 ——

課程博士（学術）博総合第 1352 号（平成 27 年 2 月 27 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫（主査）、同教授 森山 工、
同教授 羽田 正、京都大学准教授 山本博之、
東京大学名誉教授 加納啓良

本論文は、1946 年から 67 年までの脱植民地化期のシンガポールにおけるイスラム法制をめぐる論争を丹念にあとづけ、この時期のシンガポールにおいて形成された法制が、現代マレーシアにおける二元法制の形成に大きな意味をもったことを解明したものである。

本論文は、序論、本論 7 章、結論から構成されている。序論では、問題の所在と先行研究の整理がなされ、その上で、従来のマレーシア研究ではイスラム運動の停滞期とされ、イスラム法制研究でも注目されていなかった 1950-60 年代の脱植民地化期において、シンガポールを舞台としてイスラム法制を革新するという、その後のマレーシア地域における二元法制の形成を準備する動きがあったのではないかとする、本論文の基本的視角が提示されている。

第1章「背景」では、英領マラヤにおけるシンガポール、そのムスリム社会の特徴とイスラム法制の紹介がなされた上で、第二次大戦後のイスラム法制の議論で大きな役割を果たす、アフマド・イブラヒム、ザハラ・ヌール・モハメド、シリフ・フォズダー、アフマド・ルトフィという4人の人物の基本的立場が整理されている。

第2章「ナドラ親権問題と婚姻年齢法案：ムスリム女性解放運動の挫折（1946-1951年）」では、マレー人の養女となったオランダ人の少女ナドラの親権係争が、イスラム法制を植民地全体の関心事とし、この問題をきっかけとする暴動の発生はそれまでのイスラム法制に対する植民地政府の不干渉主義を転換させる契機になったこと、ナドラの結婚を機に、1950年に提出された婚姻年齢法（幼児婚禁止法）案は、ザハラなどムスリム女性活動家が後押しをしたが、ムスリムの反対で廃案になったことが指摘されている。

第3章「1957年ムスリム条例とシャリーア裁判所の設立（1952-1959年）」では、ムスリムの離婚が多いことを問題視する言説がムスリム女性活動家やバハイ教徒の女性活動家によって押し上げられ、離婚行政の改革を謳った法案が提出されたこと、法案はムスリムからは支持されたものの、ムスリムの遺言と相続に関する条項が問題となり、植民地政府がムスリムの要望を押し切る形で条文を変更して法案が可決されたこと、これによりシャリーア裁判所が発足すると、その運用をめぐるムスリムの間で新たな論争が生まれたことが指摘されている。

第4章「1960年ムスリム条例改正と女性憲章の婚姻法改革（1959-1960年）」では、一夫多妻婚の廃止を掲げた女性憲章が用意される中で、ムスリムは独自の婚姻法を維持し、その枠内で多妻婚を抑制しようとする法案が提出されたこと、二つの婚姻法は、ムスリム女性と非ムスリム女性の婚姻法上の権利の差という問題と、改宗による法枠組みの越境を問題化させたこと、改正ムスリム法は、女性憲章とは別の枠組みを維持しつつも、多妻婚の抑制という方向性は憲章と共有されていたこと、植民地政府によって妥協を迫られていた相続条項は、自治政府の発足後の立法議会で削除に至ったことが指摘されている。

第5章「ムスリム法施行法案（1960-1961年）」では、1961年にマラヤとの統合を前提に提出されたムスリム法施行法案は、マレー語訳の位置づけやムスリム諮問委員会による短期間での承認など検討手続きが問題視され、イスラム法専門家やムスリム団体による検討が必要であるとして取り下げを迫られたこと、法案には、ムスリム富裕層を中心にこれまでの実践への干渉を嫌う意見や、新たに設置される宗教行政の中核に代表を送り込もうとする注文意見が寄せられ、法案に対するムスリム社会の利害の多様さを露わにしたことが指摘されている。

第6章「アフマド・イブラヒムとアフマド・ルトフィ（1961-1964年）」では、すでに制定された規定の評価をめぐる、法制推進者であったアフマド・イブラヒムと、『カラム』編集者のアフマド・ルトフィの法制構想が対比され、ここで軸となったのは、非ムスリムの改革婚姻法である女性憲章だったこと、アフマド・イブラヒムが、女性憲章を近代社会に対応した婚姻法の理念型であり、イスラム改革思想の理念と同質のものであると主張したのに対し、アフマド・ルトフィは女性憲章を範とするイスラム法制改革は独自の男女権利体系であるイスラム法の破壊であると批判したことが指摘されている。その上で、非ムスリムという他者の存在が、アフマド・イブラヒムにおいては他者との公平さを、アフマド・ルトフィにおいては自らの独自性と差異を強調させており、この論理の均衡が二元法制を成立させていると論じている。

第 7 章「ムスリム法施行法 (1965-1966 年)」では、1965 年に再び提出された法案は、婚姻法領域においてはムスリム女性と非ムスリム女性の権利の均衡を明確に目的とし、行政法領域ではムスリム団体の参加という点で譲歩する一方、政府による監視の枠組みを維持したことが指摘され、1966 年ムスリム法施行法は、ムスリムに対する法枠組みの独自性と、非ムスリムという他者との公平さのせめぎあいが、マレーシアから分離独立して独自の国民国家となったシンガポールの要請に応じて均衡に達したものであるとしている。

最後の結論では、以上の議論をまとめて、脱植民地化期シンガポールで形成されたイスラム法制が、外部に出自やつながりをもつ非マレー人ムスリムを核として多角的に設定された他者との比較の中で構想されてきたこと、また最も身近な他者であったシンガポールの非ムスリム社会との関係において、イスラム法制の独自性への要請が強まると同時に他者との公平性を求める論理も強まるというせめぎ合いが生じ、これが特定の状況の下で均衡に達したことで二元法制が成立したことを指摘している。

本論文の学術的意義は、第一に、先行研究ではあまり注目されてこなかった脱植民地化期のシンガポールにおける、イスラム法制の整備をめぐる論争を、ジャウィ (アラビア文字) で表記されたマレー語文献を含む資料を用いて、丹念に跡付けたことにある。イスラム法制とその他の法制との境界や差異が問題となり、それまでの境界の再確認という形であれ、再設定という形であれ、境界を言語化し、また制度化して行ったのが、国民国家準備期のこの時期だったという着眼、およびシンガポールでイスラム法制形成に関与したムスリムには、外部に出自やネットワークをもつ非マレー人が多かったこと、そしてシンガポールがムスリムにとっては多数派である他者と共存しなければならない場であったという、シンガポールという場の意味が、イスラム法制形成過程に大きな作用をしたという議論は、本論文の重要な独創性となっている。これは、マレーシア地域においてシンガポールが果たした役割に新しい光をあてることにもなっている。第二に、シンガポールのイスラム法制をめぐる論争では、ムスリムの他者との関係が重要な意味をもっていることを解明し、他者との公平さを求める欲求と、他者と異なることへの欲求のせめぎあいと均衡が、イスラム法制の形成過程のダイナミズムを生み出していることを、実証的に明らかにしたことも、本論文のマレーシア・シンガポール地域研究、現代イスラム法制研究への貢献になっている。

審査の過程では、本論文の問題点も指摘された。一つは、今日のマレーシアとシンガポールを含む「マレーシア地域」という概念を提示しているが、この概念の論文の中で扱いが必ずしも一貫していないことである。また本論文は、脱植民地化期のシンガポールのイスラム法制が、マレーシア地域における二元法制の起源になったと主張しているが、この論点の十分な展開がなされていないことである。さらに、非ムスリムを含むシンガポール社会全体の中で、イスラム法制の整備がもった意味が十分には提示されていないという指摘もなされた。

審査委員会は、こうした問題点は、本論文の意義を否定するものではなく、論文提出者が今後の研究の発展の中で克服することを確信し、全員一致で本論文が博士 (学術) の学位を授与するにふさわしいと判定した。

ヴォ ミン ヴ

第二次世界大戦期の仏領インドシナにおける日本の華僑政策

課程博士 (学術) 博総合第 1353 号 (平成 27 年 2 月 27 日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫 (主査), 同教授 三谷 博,
同准教授 谷垣真理子, 同准教授 岩月純一,
早稲田大学教授 白石昌也

本論文は、第二次世界大戦期の日本のフランス領インドシナ (以下 仏印) の華僑に対する政策と、それに対する仏印華僑と植民地政権の対応を検討したものである。

まず序章では、先行研究の整理と、研究目的がまとめられている。

第 1 章「日本の北部仏印進駐以前の仏印華僑社会」では、仏印華僑社会の概観が行われ、1940 年時点で仏印の華僑の人口は 50 万人あまりで、総人口の 2% を占めるにすぎなかったが、コーチシナに集中し、その米穀取引を掌握して大きな経済力をもっていたこと、日中戦争勃発以降、難民の流入で人口が増加したことなどが指摘されている。また植民地政権は、当初は華僑の流入を歓迎し、^{ほろ} 幫制度を利用した統治を行っていたが、人口増加に伴い、その経済力の増大を規制するようになったとしている。

第 2 章「日本の北部仏印進駐以前の仏印華僑の動向とその特性」では、日中戦争期の仏印華僑の動向が分析されており、中国の抗日運動が華僑の間にも波及し、その日貨ボイコット運動は、日本仏印間の貿易に影響を与えたこと、特に日中戦争勃発以降は、コーチシナを中心に抗日運動が高揚したことが指摘されている。また植民地政権は、日貨ボイコット運動には傍観者の態度をとる一方で、華僑の抗日運動がベトナム人の民族運動を刺激することを警戒して、その動向を監視していたとしている。

第 3 章「日本の南洋華僑政策」では、日中戦争期から 1943 年にかけての日本の南洋華僑政策が分析されている。ここでは、この時期の日本の華僑政策が、重慶国民政府から華僑を切り離すこと、および大東亜共栄圏の建設に華僑の協力を取り付けることを柱としたものであったとし、華僑への注目が始まり蔣政権との関係切断に力点が置かれていた日中戦争前期、仏印の植民地政権など、現地政権を通じての統制と協力確保が試みられた北部仏印進駐からアジア太平洋戦争開始までの時期、日本が東南アジアを占領し、軍政下での抑圧と利用が実施されたアジア太平洋戦争期という三つの時期区分で、その展開が詳細に検討されている。

第 4 章「日本の仏印華僑政策」では、フランスの植民地政権を温存する「日仏共同支配」体制のもとで、日本が仏印華僑にどのような政策を構想したのかが検討されており、華僑の蔣政権からの離反、共栄圏への協力を柱とする点では、対南洋華僑政策の枠組みの中にあり、また日本が軍事力を背景とした華僑工作を展開できる最初の地となった仏印での工作が南洋華僑工作全体に及ぼす重要性も認識されていたとしつつ、フランスの植民地政権が温存されていた仏印では、日本は基本的には植民地政権に圧力をかけ、それを通じて間接的に華僑政策を実施せざるをえず、それへの不満から独自の取り締まり実施が提言されるなどの「揺れ」はあったものの、仏印処理まではこの枠組みでの政策が継続されたことが明らかにされている。

第 5 章「日本の仏印華僑政策の実態」では、日本の対仏印華僑政策がどのように実施されたのかが検討されている。まず経済工作に関しては、日本は仏印当局に圧力をかけつつ、経済的利益によって米穀経済を握る華僑有力者を「親日派（親南京政府派）」とし、米穀市場、米流通機構を間接的に統制するという手段を講じてきたことが指摘されている。政治工作に関しては、日本は、仏印政権を介して華僑の抗日運動を取り締まるとともに、南京国民政府の協力を得ながら親日華僑を育成していったとしている。また宣伝工作に関しては、重慶国民政府及び英米の抗日的宣伝工作に対抗し、日本語の普及と映画工作などを通じた華僑との接近を試みていたことが指摘されている。

第 6 章「華僑をめぐる日仏関係」では、日本の華僑政策に対して、仏印華僑および植民地政権がどのように対応したかが検討されている。華僑の動向としては、越南中華総商會長の米穀商の代表的人物で、日中戦争前期には、蔣政権の国民参政會議の参政員や越南南圻華僑救国総會長などをつとめる「抗日派」でありながら、アジア太平洋戦争勃発後は、自らの経済的利益を求めするために、南京の汪兆銘政権支持という形で、日本への協力の姿勢を示した張振帆（1881-1946?）の例をはじめとし、有力者の間で親日、親南京政府的姿勢を表明した者が多かったことが指摘され、華僑は、経済的利益を獲得するために日本と協力していたが、中間的存在としての仏印政権との関係をうまく取り結び続けることによって、日本からの直接的な統制や圧力を回避しようとしていたとしている。これに対して仏印政権は、経済的利益を維持しながら仏印における主権を守るために日本と協力的態度をとっていたが、自分の主権への害を及ぼすような行動に対しては常に警戒を行っていたとし、日仏共同支配というこの構造のもとで、日本・仏印・華僑の三者のトライアングル関係が形成され、それぞれの利益の確保を可能にする仕組みが出来上がっていったことが指摘されている。

結論では、論文全体が以下のような論点にまとめられている。① 仏印は、日本が武力による圧力をかけながら、仏印政権を仲介者として、華僑の抗日運動を取り締まるとともに、米などの戦略物資の安定的な対日供給を確保するという華僑の協力調達を重視した華僑政策を本格的に展開する場となった。こうした政策は、仏印の場合には、アジア太平洋戦争の開戦後も、45年3月の仏印処理まで基本的には維持された。② 仏印華僑は、自らの生存及び経済的利益をまもるために、汪兆銘政権支持という形で、日本への協力の姿勢を示し、仏印は、有力華僑による親日団体の結成が目立つ地域となった。これは、仏印が、日本による華僑からの協力調達という政策の系統的な実践の場となり、汪兆銘政権の僑務政策が展開しえた東南アジア唯一の場であったことと照応していたといっただろう。③ 大東亜共栄圏への華僑の協力という日本の構想は、フランス植民地政権が温存され、植民地秩序における華僑の既得権益が維持されるという日仏共同支配のもとで現実となったのであった。

本論文は、第二次世界大戦期の日本の対仏印華僑政策を本格的に論じた研究としては、日本においても、ベトナムにおいても先行研究のない、国際的に見て先駆的な業績である。日本のアジア歴史資料センター所蔵の資料を網羅的に収集し、1941年6月に印度支那派遣軍司令部が作成した「華僑工作ニ関スル方策」と「仏印華僑工作案」という二つの政策文書など、従来の研究では取り上げられてこなかった新資料も発掘し、資料的な裏付けを伴って日本の対仏印華僑政策の展開の軌跡を跡付けている。これに加えて、本論文は、こうした日本の政策に対する仏印華僑と仏印政権の対応を、ベトナムの国立第一文書館、国立第二文書館所蔵の一次資料を活用して描いており、このような日本とベトナムの文書館における一次資料の網羅的な調査をふまえた、すぐれて実証的な研究と

しても、本論文の価値は高いと考えられる。さらに、華僑研究という角度から見た場合、従来は抗日運動という角度から描かれることが多かった華僑の動向を、その対日協力、対南京政府支持の動向にも光をあてて描いている点も、台湾での近年の新しい研究とも重なる、新しい歴史像の提起として評価できよう。また、日本、フランス、華僑の「三者関係」という視点は、難波ちづる氏の、この時期のインドシナでの文化政策の展開をめぐる日本、フランス、現地人の「三者関係」という視座を、華僑と経済的領域に発展させた議論として評価できよう。

なお本論文の提出者は、ベトナムからの留学生である。ベトナムでは、日本近代史の、日本語資料を駆使した研究は、まだきわめて少ない。本論文で分析の対象となっている大戦期の日本の政策文書は、文体・語彙という面で現代語と異なる面があるのに加えて、きわめて状況に左右される面が強く、かつ対立する考えの両論併記がしばしばなされていて、正確な解釈が容易ではないものが多いが、本論文提出者は本格的な日本研究の蓄積が少ないベトナムからの留学生であることに伴う困難を乗り越え、概ね正確な史料理解を行っている。こうした本論文は、今後のベトナムにおける日本研究に新しい展望を切り開く意義も有している。

審査の過程では、本論文のいくつかの弱点、問題点も指摘された。第一に、本論文の限界と今後の課題が明示されていないという点である。本論文での日本の政策史に関する議論は、1942年までの時期に集中しており、43年以降は簡単に言及されているにすぎない。これは、日本側で保存されている資料の制約に起因しており、そのことは論文冒頭に明示されているが、本論文での検討から43年以降についてどのようなことが推測しうるのかという展望も含め、結論部で再度言及されるべきであった。また、日本とフランス、華僑の「三者関係」の分析という点では、フランス本国の文書館、台湾や中国の文書館での本格的調査という課題が、今後の課題として残されていることも言及が望まれる点であろう。第二に、日本の政策研究としては、政府諸機関および軍内部での見解の相違や矛盾について、より光があてられることが必要であろうとの指摘が出された。第三に、中国や台湾の刊行物は参照されているが、華僑の「親日的傾向」の論証が、もっぱら日本側資料に依拠している点も問題として指摘され、中国や台湾の一次資料との照合の必要が指摘された。これに加えて、論文中に多数ある表が、充分、論文中で活用されていないのではないかと指摘もあった。

審査委員会は、こうした問題点が、本論文の積極的意義を否定するものではないことを確認し、論文提出者が今後の研究で克服していくことを期待する。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

佐野真由子

幕末外交儀礼の研究

—— 欧米諸国外交官による登城・将軍拜謁式を中心に ——

論文博士（学術）博総合第18034号（平成27年2月27日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 三谷 博（主査）、同准教授 小川浩之、

同准教授 川島 真、同准教授 渡辺美季、同教授 鶴田 啓

本論文「幕末外交儀礼の研究——欧米諸国外交官による登城・将軍拝謁式を中心に」は、幕末の日本が西洋に開国した際に設定した外交儀礼を正面から取り上げた、初めての実証的研究である。

従来、幕末日本の外交史は、西洋諸国との間に生じた様々の外交案件に則し、彼我の政治交渉とその結果、および日本の外交政策の変化を中心に、研究が積み重ねられてきた。しかしながら、この過程は同時に、日本を含む東アジアの国際関係を律してきた伝統的な外交の文法が西洋との緊密な国際関係の発生によって大きく変化するものでもあった。それは外交儀礼に瞭然と現れた。外交を取り結ぶ基盤となり、同時に国家間の地位関係を可視化する外交儀礼は、それ自身が外交争点となりうる問題であった。日本の場合、隣国の清朝ほど深刻な問題とはならなかったが、日本人在来の秩序観を揺さぶるものであったことに変わりはない。

しかしながら、19世紀日本における外交儀礼の変化は、重要な研究課題でありながら、生田美智子の対露関係に関わる業績を顕著な例外として、今まで研究されてこなかった。本論文は西洋使節による徳川将軍への拝謁という外交儀礼の核心部分を取り上げ、前後17回に上るそれを一次史料により網羅的に検討することによって、研究史上初めて幕末日本におけるその変化を具体的に把握できるようにしたものである。その全体は、序章と終章のほか、6章からなっている。以下、章ごとにその内容を紹介する。

序章では、研究の意義とカバーする時期・研究方法・史料、および先行研究との関係を略述する。第1章は、幕末における西洋との接触以前に徳川将軍が江戸城内で執り行ってきた儀礼を、先行研究に依拠しつつ簡潔にまとめる。年始や月次御礼を初めとする年中行事や臨時の儀式、および将軍宣下などの大礼は、それぞれに用いる部屋や装束等が異なり、それが儀礼の軽重や参列者の地位を示すゆえに、幕末に来訪した西洋外交官の待遇を理解する重要な手がかりとなる。ここでは、幕末の儀礼設定に当って参照された朝鮮通信使の将軍拝謁儀礼をとくに詳述し、さらにこれを提唱した幕臣筒井政憲の興味深い閱歴を紹介している。

他方、幕末の外交儀礼は、同時代西洋で形成されつつあったプロトコルにかなうようにも設計された。そのため、第2章では、西洋での外交儀礼形成の由来と意味、のちにアーネスト・サトウによってまとめられたその概要、およびその非西洋世界への適用原則が紹介され、それが現地の事情にかなり適応的であったことが指摘される。

以上の準備を経て、第3章は、西洋人による最初の将軍拝謁、幕末以降の外交儀礼の基本を形作った1857年における米国使節タウンゼント・ハリスの江戸参府と将軍拝謁について詳述する。幕府は当初、ハリスの信任状奉呈の要求に対し消極的であったが、結局はこれを受け入れた。この経緯については一次史料により通説が訂正され、筒井政憲の意見に基づいて「朝鮮信使之振合」が一つのキーワードとなったことが指摘される。その後、ハリスの出府と将軍拝謁および饗宴について、段階を追って丁寧な説明が展開されるが、米使迎接の姿は、大まかには朝鮮通信使より一格下、琉球慶賀使よりは一格上と見なすことができるものであった。とはいえ、儀式内の個々の要素は、ハリスと交渉しつつ、殿中の諸先例を適宜参照しつつ定められ、決して国家単位のパッケージとして設けられたわけではなかった。その結果、ハリスの側はこの儀礼を西洋の作法によって行われたと見なしたという。

第4章と第5章は、その後の西洋外交官との迎接儀礼の展開を追っている。その際には、ハリス

の迎接が西洋初の儀礼として盛典だったのに対し、日常化が図られて装束などがより簡素になった。しかし、ハリスが公使昇格のため改めて拝謁したとき、この降格に気づいて抗議すると、やや厚遇に戻して武家の官服たる直垂を用いることとし、以後、この様式が英公使・次代米公使・仏公使などに適用された。

これらの迎接が行われた 1862 年以降、尊攘運動の激化に伴って外交使節の迎接は 5 年間の中断を見た。復活したのは、条約が勅許され、さらに徳川慶喜が將軍職についたのちの 1867 年で、第 6 章がこれを詳述する。この儀礼は英蘭仏米の各公使を対象として大阪城で執行されたが、迎接儀礼は大幅に改訂され、日本側の装束を除いては西洋と変らないものとなった。最初、以前の定型に饗宴を付加する程度の計画であったが、仏公使ロッシュやイギリス公使館員ミットフォードの進言を得て、儀式を内拝謁・饗宴と本拝謁との 2 回に分け、饗宴では西洋料理が供されて將軍自らもてなし、祝杯を交す一方、本拝謁では従来將軍と一室を隔てていた公使たちの立ち位置を随意の場所とし、信任状も直接手交することとなったのである。この様式は、幕府の瓦解後、明治天皇が行った公使引見の際にも基本的には踏襲されることとなった。

以上の検討を経て、著者は終章で、幕末の日本が比較的円滑に西洋側も納得できる將軍拝謁儀礼を設定し、「類い希な文化融合を実現し」、かつ「対等外交」の確保に成功したと述べる。その決め手となったのは、幕府が朝鮮通信使を初めとする国際関係業務の経験を持ち、それをうまく援用したことであった。著者はここに、とかく伝統と西洋文明との断絶を見がちな幕末について「近世」と「近代」との連続面があったことを明らかにする。同時に、幕府の外交儀礼設定が「理念」本位でなく、時々必要に応じた実践本位のものであったことがこれを可能としたと述べ、さらに西洋側にも「現地のマナー」を尊重する態度があった事実も指摘する。末尾では、今後の研究課題として、日本からの遣外使節が海外で学んだこと、および中国を初めとする近隣との比較の必要を挙げて締めくくっている。

以上が、本学位請求論文の要旨である。

本論文は、幕末日本の外交儀礼という重要なテーマについて、研究史上の大きな空白を埋めることに成功している。しかしながら、若干の問題も無いわけではない。その一つは、外交官たちの実践を一次史料によって丁寧に追う余り、外交儀礼それ自体が持っていた構造を軽視した点である。江戸殿中における西洋使節の待遇は、その立ち位置が大広間下段であったように、幕府が対等交際と目していた朝鮮通信使の大広間中段より低く、まして將軍宣下で上段に上る勅使よりははるかに低かった。慶喜以前にあって西洋諸国は朝鮮より下に位置づけられていたのは明白である。他方、同時代の清朝では国際関係の核が朝貢にあったため、幕末日本ほどの儀礼を設定するに当たっても困難を極め、長い外交紛争が生じた。この点に留意して比較するならば、日本での儀礼整備や執行がなぜ円滑に進んだのか、いま一步踏込んだ説明が可能となったことだろう。

しかしながら、本論文の幕末日本史研究および近代世界における外交儀礼研究一般への貢献は疑いもない。幕末日本に関して一次史料を網羅的かつ明晰に分析したこの論文は今後における研究展開の出発点となるはずであり、その開拓性、画期性および実証性は上記のような弱点を大幅に上回っている。したがって、本審査委員会は、本学位請求論文を博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと判定する。